那覇市緑の基本計画

2019年３月改定

みんなで守る・育てる・活かす！

緑がつなぐ　亜熱帯庭園都市なは

那覇市

那覇市のシンボル

市花

ブーゲンビレア

Bougainvillea

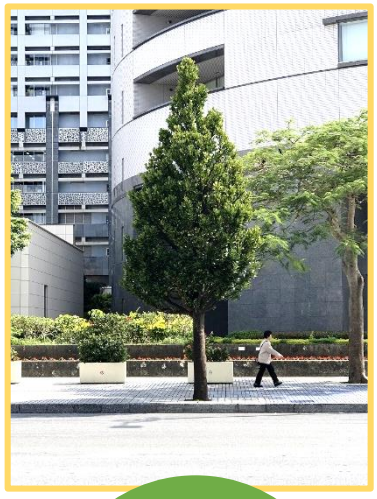

市木

フクギ

Fukugi

市花木

ホウオウボク

Royal Poinciana

はじめに

はいたい！　ぐすーよー　ちゅーうがなびら。

本市は、琉球王国の時代より王都として、アジア諸国との交易を通し、政治・経済・文化の中心的役割を担ってまいりました。かつての首里・那覇には、訪れた異国人も称賛するほどの古色蒼然たる美しい田園風景が広がっていたと言われておりますが、その豊かな風景も先の戦禍により焼け野原と化しました。

戦後は沖縄県の空・海の玄関口として目覚ましい復興と発展を成し遂げ、県都・那覇として風格のあるまちづくりを進めてまいりました。その一方で、戦後の混乱と急速な都市開発期を経験した現在において、今なお活発につづく経済活動の裏側では、市内に残されたわずかな緑がさらなる減少の一途をたどりつつあることも事実です。

このような状況を踏まえまして、本市では、平成 13 年に「那覇市緑の基本計画」を策定し、本市特有の自然環境や歴史的風土を生かした緑豊かなまちづくりを進めてまいりました。市域の大部分が市街地と化した本市においては、自然共生社会を実現する上で残された緑の保全と都市部の緑化は大きな課題であり、特に屋上緑化や壁面緑化の推進は市民・事業者の皆様とともに取り組んできた施策の柱のひとつです。

加えて近年では、東日本大震災に代表されるような大規模な自然災害や気候変動を目の当たりにし、防災・減災に対する市民意識の高まりや、少子高齢化に伴う人材・財源不足、地域コミュニティの希薄化などの社会的な課題を受け、その解決に、自然環境が元来有する多様な機能を積極的に活用するという視点が重要視されています。

今回の改定では、前計画から引き続き「協働により緑を守り育てる」という視点に加え、「緑を活かす」視点をより強調させることにより、持続可能な地域社会の構築や都市基盤の適切な維持管理の実現に向けての一歩を踏み出す内容となっております。

この「那覇市緑の基本計画（2019 年 3 月改定）」を羅針盤とし、自然環境と都市機能が調和した、誰もが住みつづけたくなる亜熱帯庭園都市・なはの実現にむけて、これからも市民・事業者の皆様とともにまちづくりを進めてまいります。

今後とも皆様のご理解とご協力を、ゆたさるぐとぅ　うにげーさびら。

いっぺー　にふぇーでーびる。

2019 年 3 月

那覇市長　城間　幹子

那覇市緑の基本計画［2019 年 3 月改定］

目　　次

第 1 章　計画策定の趣旨と位置づけ
１．計画の趣旨と背景---------- 1
２．緑の基本計画の位置づけ---------- 3

第 2 章　那覇市の緑の現況と課題
１．緑の現況---------- 6
２．これまでの緑のまちづくり施策とその成果---------- 20
３．前計画の目標達成状況---------- 21
４．市民生活と緑---------- 24
５．社会動向の変化---------- 32
６．緑のまちづくりへの課題---------- 34

第 3 章　緑の基本計画の目標
１．計画の基本理念---------- 36
２．緑の将来像---------- 37
３．計画の基本方針---------- 38
４．みどりのまちの実現に向けた具体目標---------- 40

第 4 章　緑の配置方針
１．系統別緑地配置方針の設定---------- 43
２．緑地配置総合計画図---------- 48
３．緑化重点地区の設定---------- 50
４．地域別重点方針の設定---------- 51

第 5 章　緑のまちづくり施策
１．施策の体系---------- 52
２．施策の展開---------- 54
３．制度別の緑のまちづくり施策---------- 64

用語集 ---------- 67

第１章　計画策定の趣旨と位置づけ

１．計画の趣旨と背景

（１）那覇市の緑

かつて沖縄が琉球王国と呼ばれていたころ、王府は風水の思想を取り入れ、地理をいかした王都づくりを進めました。

1731 年につくられた地誌『琉球国旧記』によると、首里城の東南北に連なる丘陵地帯は首都を鎮護する役割があったとされています。また、国を守る力を維持するため、樹木や港、川等は小さいものであっても保全し、緑が足りないところは植林を進めることが重要だという記述がなされています。

そのような背景もあり、かつての首里・那覇は、まち全体が深い緑に包まれ、人々の生活空間と緑が調和する都市でした。石灰岩丘陵からなる特徴的な地形と、漫湖や那覇港などの入り江が、都市の周縁を縁取り、リュウキュウマツやフクギ、ガジュマルなどが、赤瓦の屋根と石垣の間から溢れ出す街並みは、異国人をも魅了する美しい景観でした。

この風景は戦争と戦後の急速な復興によりほとんどが消失してしまいました。しかし、建物の合間から見える亜熱帯性植物や、斜面地にわずかに残る深い緑、海岸や河川の水辺がつくりだす景観は、王国時代から現代に引き継がれた那覇市らしさを特徴付ける緑と言えます。

本市では、市民・事業者・行政のパートナーシップによりこの那覇市の貴重な緑を保全・創出・活用し、県都としての風格と、潤いと安らぎのある住み良い都市環境の創出を目指し、この『那覇市緑の基本計画』に基づき、緑のまちづくりを展開していきます。

資料：照屋正賢「近世琉球の都市計画」『沖縄の風水』（1990 年、平河出版社）

■首里城から末吉、新都心を望む

■末吉の杜

■首里北方（戦前）

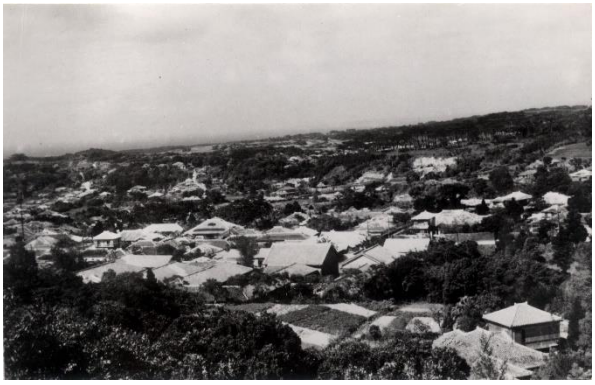

■首里ハンタン山（戦前）

■市街地から奥武山を望む（戦前）

■首里大中町（戦前）

■奥武山全景（戦前）

■三重城から那覇港を望む（戦前）

戦前写真提供：那覇市歴史博物館

（２）計画改定の趣旨

那覇市では、平成 6 年に都市緑地保全法（現・都市緑地法）に基づき「緑の基本計画」が制度化される以前より、『那覇市みどり基本計画』(S52) や『那覇市みどり実施計画』(S62.3) を定めて緑のまちづくりに取り組んできました。これら独自の計画には、亜熱帯特有の自然環境や、琉球の王都であった那覇ならではの自然資源・人文資源を最大に生かし、那覇らしい緑を創出しようとする本市の基本姿勢が貫かれてきたと言えます。

法定計画としての『那覇市緑の基本計画』(H13.3) は、それまでの取り組みを踏まえつつ、本市の緑のマスタープランとして策定されました。またこの計画を実現し推進するため、那覇市独自の計画として『那覇市緑の推進計画』（H16）を作成し、積極的に緑のまちづくりを進めてきました。

前計画の目標年次は平成 29 年度でした。那覇らしい緑のまちづくりを今後も推進していくため、これまでの成果を生かし、新たな目標を定め、次のステップに進まなくてはなりません。

このことから、現計画を発展的に進化させた『那覇市緑の基本計画（2019 年 3 月改定）』をここに定めるものとします。

（３）計画改定の背景

前計画が策定されてから現在に至るまで、社会状況の変化や市街地開発の進展などを受け、緑の量的な確保や本来の生態系の維持をめぐる条件はますます厳しくなってきています。一方、緑に求められる役割はより大きく、多様になりました。持続可能性が都市の大きな課題となり、生態系の果たす役割も再認識されています。景観法の制定や都市緑地法の改正など、制度の面でも緑地をとりまく環境は変化しています。計画の改定にあたっては、これらを踏まえて時代に合った将来像や方策を見直す必要があります。

また平成 30 年度からスタートした『第 5 次那覇市総合計画』やその他の関連計画を踏まえ、体系的かつ整合のとれた「緑のまちづくり」の目標像を整理することが求められます。

２．緑の基本計画の位置づけ

（１）法的位置づけ

緑の基本計画は都市緑地法において、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開するために策定する、都市の緑のマスタープランとして位置付けられています。

緑地の保全及び緑化の目標や推進のための施策、都市公園の整備・管理方針などを市町村が独自に計画に定めることができます。

平成 29 年には都市緑地法等の一部を改正する法律が公布されました。その趣旨は、民間活力を最大限に生かして、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりの実現を目指すことです。これにより、地域の公園緑地政策全体のマスタープランでもある緑の基本計画は、内容をより充実させることが期待されています。

（２）上位関連計画との関係性

緑の基本計画は、第５次那覇市総合計画を上位計画とし、都市計画をはじめ関連する諸計画と整合を図るものとします。

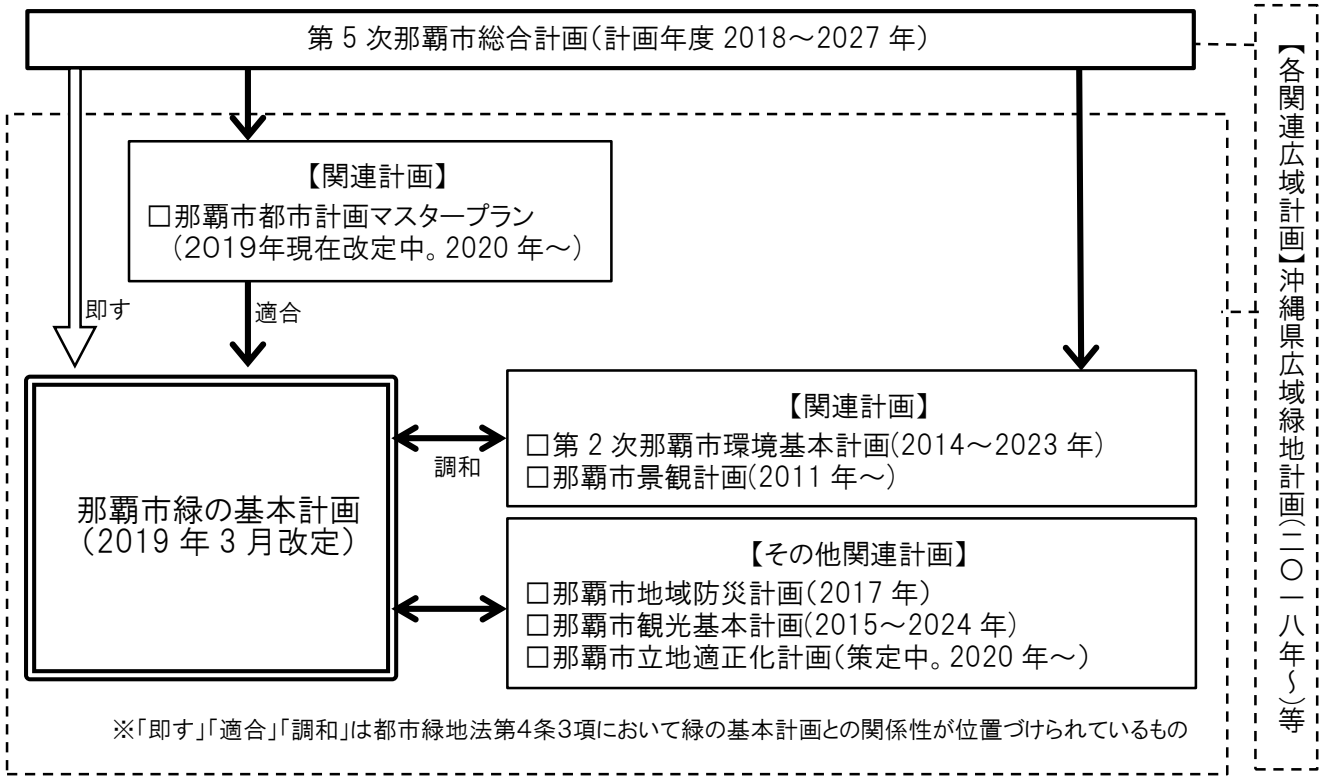

（３）策定方法

緑の基本計画の改定にあたっては、庁内に組織されている「那覇市緑化推進本部」において内容を検討します。

（４）目標年次

改定版の目標年次は、前計画と同様、20 年後の 2037 年度とします。また、第５次那覇市総合計画と整合を図り、中間目標年次を 10 年後の 2027 年度とします。

（５）本計画で扱う「緑」について

①緑の定義

「緑」というと樹木や草花などを具体的にイメージしますが、緑の基本計画では植物そのものだけではなく、「緑地」という空間を対象としています。「緑地」とは都市緑地法の解釈によると樹林地、草地、水辺地、岩石地、農地などのことを指します。また、これらと隣接して良好な自然的環境を形成している土地も緑地としています。『那覇市緑の基本計画』でも同様に、これらの空間を「緑」の対象とします。

また、目的とする良好な緑の保全・創出・活用には、空間だけでなく、その緑地を基盤としている自然環境や生態系にも考慮しなくてはなりません。

そこで『那覇市緑の基本計画』では、緑地と、植物や水や土など緑地の自然を構成するすべての要素を、大きく「緑」として捉え、これらを対象に施策等を検討していきます。

■那覇市緑の基本計画における「緑」の定義

① 緑地
…樹林地、草地、水辺地、岩石地、農地など。また、これらと隣接して良好な自然的環境を形成している土地。（都市緑地法第３条第１項に準ずる）

② 緑地の自然を構成する要素
…樹木、草花、河川、海岸など。

②緑の役割

都市に存在する緑は、身近な自然の基盤として、さまざまな面から私たちの生活を支えています。たとえば大気浄化や気温調節、生物の生息地、防災・減災、レクリエーションの場の提供、良好な景観形成などが挙げられます。持続可能な社会や自然共生社会の実現が望まれているなか、緑は都市の形成において重要な役割を担っています。

■緑の主な役割

● 環境保全
…大気浄化、気温調節、風の通り道、CO_2吸収、水質浄化、地下水涵養（かんよう）、生物の棲みか

● 防災・減災
…避難地・避難路の提供、延焼抑制、防風、防潮、防音、冠水・浸水抑制、地盤強化

● レクリエーション・コミュニティ形成
…余暇活動の場、健康づくりの場、安らぎの場、木陰の創出

● 景観形成
…自然景観の創出、建築物・まちなみの修景

● 経済活動の促進
…農作物の生産基盤、都市の魅力・価値の向上

第２章　那覇市の緑の現況と課題

１．緑の現況

（１）緑の分布

那覇市の地形は、市域を取り囲むように丘陵・台地が連なり、海岸に向かって標高が下がりつつ、平地が広がっていくという構造です。末吉・首里・繁多川・識名・上間の丘陵・台地部の斜面には質のよい自然緑地が残っており、那覇市の緑の骨格を形成しています。平地部は市街化が進んでいますが、公園や御嶽林、農地などの緑が小さいながらも点在しています。また、水の軸として、東シナ海へと向かって安里川、国場川、安謝川が市内を流れています。国場川水系にある漫湖は国指定鳥獣保護区及びラムサール条約登録湿地でもあり、良好な自然環境が残る貴重な場所です。

平成25年度に実施した調査によれば、現在、那覇市に存在している緑の量は全体で875.6haです。同調査では、緑を樹林地、草地、農地、水面、裸地に分類しています。

■緑の分布面積

	樹林地	草 地	農 地	水 面	裸 地	合 計
分布面積(ha)	256.9	491.5	13.8	60.9	52.5	875.6
内訳(%)	29.3	56.1	1.6	7.0	6.0	100.0

資料：平成 25 年度那覇市緑の現況調査

次頁の分布図で見ると、まとまった樹林地の多くは末吉の森や弁ヶ岳、識名、天久、小禄の斜面地に集中しています。これらの一部は都市公園の区域となっており将来的にも担保された緑地となっていますが、その他の斜面地に見られる民有の樹林地については、開発による消失が懸念されています。

草地は那覇市の緑の最大の構成要素ですが、その大部分は那覇空港や自衛隊基地に存在しています。

農地は小規模のものが多いためまとまった拡がりとは捉えにくい状況ですが、概ね市の北東側及び南東側に分布しています。

また、漫湖をはじめ、龍潭や金城ダム、中心市街地を流れる久茂地川や安謝川、波の上海岸などが那覇市の重要な水辺空間となっており、主要部は親水空間として整備されています。

裸地に分類されているものは主に学校のグラウンドなどであり、那覇空港等を除く市内の全域に分布しています。

識名公園内に残る斜面緑地。

首里城東のアザナより弁ヶ岳を望む。

■緑の分布図（平成 25 年度時点）

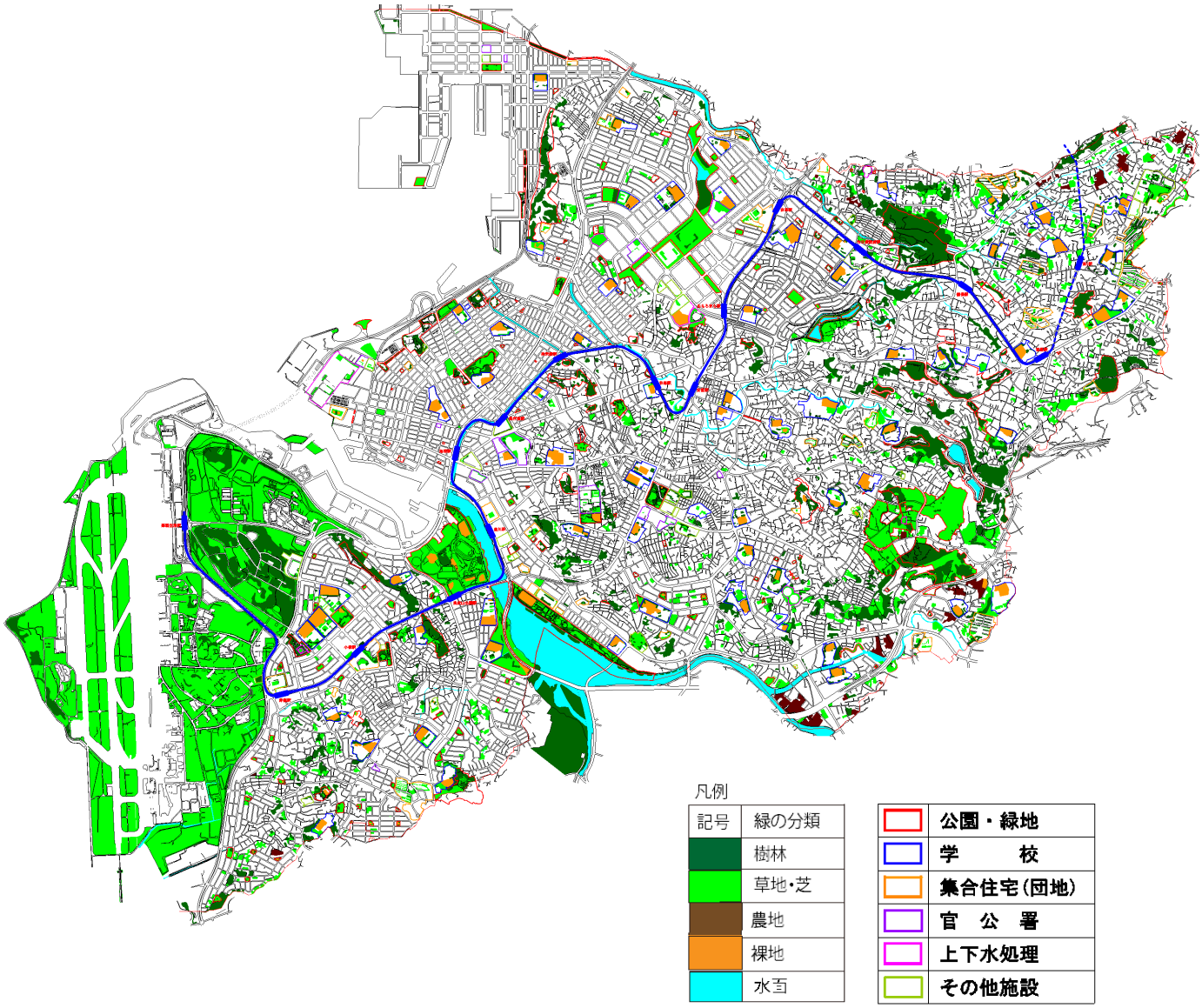

資料：平成 25 年度那覇市緑の現況調査

天久緑地から新港ふ頭を望む。

新都心公園内の「沖縄の杜」。

（２）緑の変遷

那覇市の緑の変遷について、緑の量を把握する指標となる緑被率で捉えると、戦前（大正 8 年）には約 2,880ha、市域面積の約 80%の緑が存在し、首里一帯や久米一帯を除く丘陵地や台地部は緑で覆われていました。

しかし、日本本土への復帰後（昭和 49 年）にはかつての戦災の影響や復帰直後の急速な都市化が主な原因となって、まとまった緑の拡がりのほとんどは消失し、約 1,050ha、市域面積の約 28%と激減しました。

その後、更なる宅地化の進行や小規模開発等によって減少が見られ、平成 11 年には、市域全体の緑被の量は約 870ha、市域面積の約 23%となっています。

平成 25 年度には市域全体の緑被の量は 875.6ha と微増しましたが、これは市域面積が拡大したことや裸地を算入したことによるもので、割合としては 22.6%と微減しています。また裸地面積を除いた緑被量は 823.1ha と市域面積の 21.2%となっています。

現状の緑地保全や緑化の取り組みを続けたとしても、将来さらに緑が減少し続ける危険性があり、市民の安全で快適な生活のため、那覇市らしい豊かな環境の維持のために、必要な緑を確保する積極的な姿勢がこれまで以上に求められています。

※平成 25 年度の緑被面積及び分布は、那覇市緑の現況調査（航空写真から緑の状況を視認・CAD 測定）に基づく。平成 11 年以前の図は前那覇市緑の基本計画より引用

那覇空港上空より那覇軍港、漫湖、那覇市街を望む。

大正 8 年　緑被の面積　約 2,880ha
緑被率　約 80%

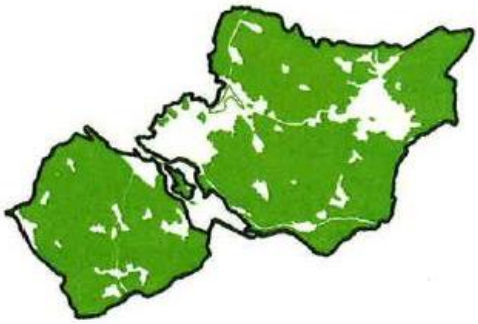

昭和 49 年　緑被の面積　約 1,050ha
緑被率　約 28%

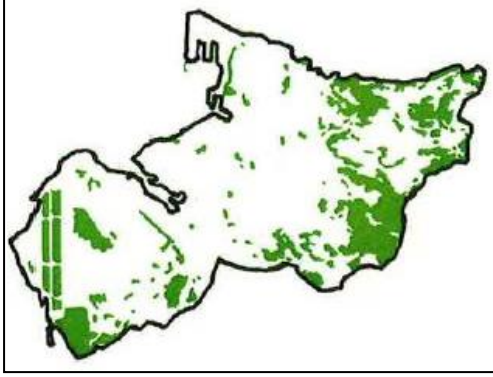

平成 11 年　緑被の面積　約 870ha
緑被率　約 23%

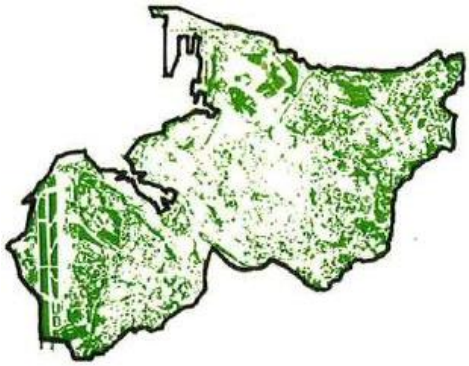

平成 25 年度　緑被の面積　875.6ha
緑被率　22.6%

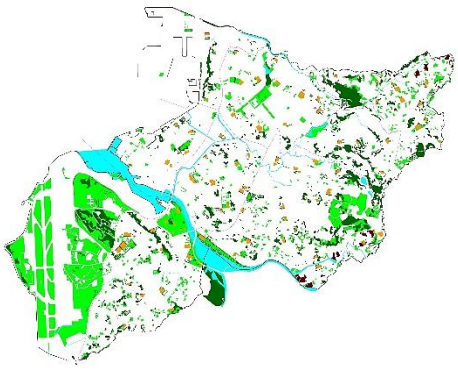

■緑地面積の推移

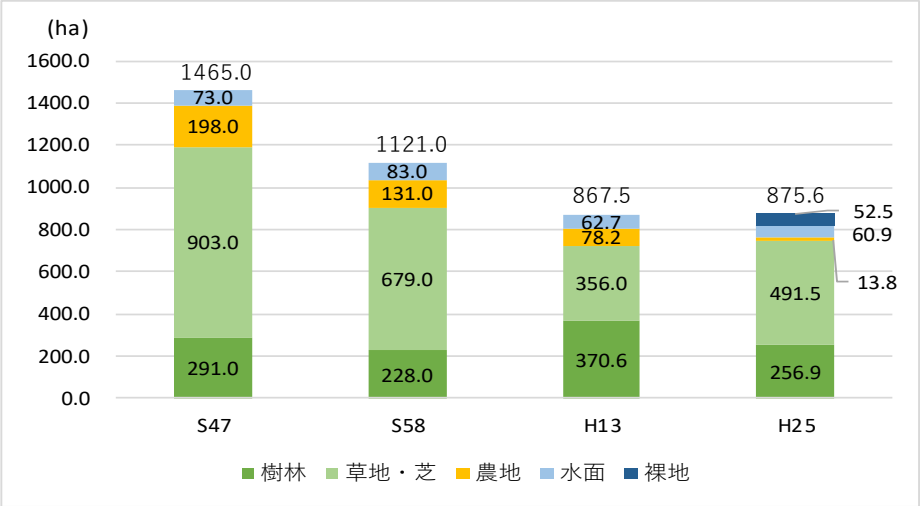

（３）緑の確保

①都市公園の緑

ア．都市公園の確保面積

那覇市の都市公園は、平成 30 年３月末現在において開園が 168 箇所、面積 183.34ha、市民１人当たりの公園整備面積は 5.69 ㎡/人となっています。これらの数値はすべて、前計画と比較すると上昇しており、公園整備が着実に進んでいることがわかります。

しかし１人当たりの公園整備面積に注目すると、目標水準からは未だ遠い状況です。那覇市公園条例第２条の２では、都市公園面積の標準を 10 ㎡/人以上としています。

現在計画中の公園がすべて供用されれば、１人当たりの公園面積は 8.52 ㎡／人となり、目標値に近づきますが、市街化の進んだ那覇市域で新規の公園用地確保は容易ではないことからも、未供用の公園の整備推進が主な課題となるといえます。将来的には、人口減少に伴い１人当たりの公園面積が増加することも予測されますが、人口減少時代の都市における公園の役割が問い直されており、公園整備における量から質への転換も課題となっています。

■都市公園の確保面積　（平成 30 年３月末現在）

種類	種別	開園		計画	
		公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	131	18.76	140	20.64
	近隣公園	19	28.11	19	36.40
	地区公園	4	13.02	4	18.46
都市基幹公園	総合公園	6	84.23	6	114.16
	運動公園	1	28.22	1	29.80
緩衝緑地等	墓　　園	1	3.92	1	34.64
	都市緑地	6	3.88	8	16.22
国営公園　※1		－	3.20	－	4.00
計		168	183.34	179	274.32
市民１人当たりの公園整備面積（那覇市人口：322,073 人　※2）		5.69 ㎡／人		8.52 ㎡／人	

※1　首里城公園は県管理の総合公園部分と国営公園部分とから構成されているため、公園数は総合公園で計上する
※2　平成 30 年３月 31 日時点での住民基本台帳による統計の人口

資料：那覇市公園管理課

■都市公園整備面積と一人あたり都市公園面積の推移

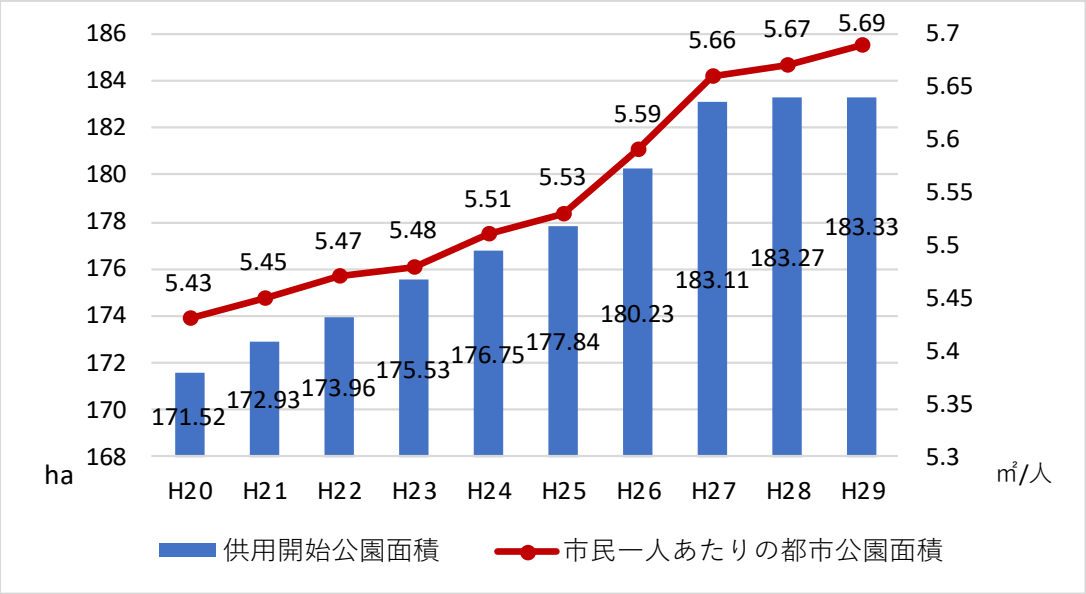

資料：那覇市花とみどり課

イ．都市公園の配置

都市公園の整備は、面積を確保するとともにバランス良く配置することを目指してきました。もっとも身近な街区公園は、気軽に歩いて行ける距離にあることが目安とされます。

下図は各公園（街区公園以外も含む）から 250m以内の範囲を塗りつぶしたものですが、地域によって空白地帯が生じており、公園が少ない地域もまだあることがわかります。

■都市公園の分布の状況

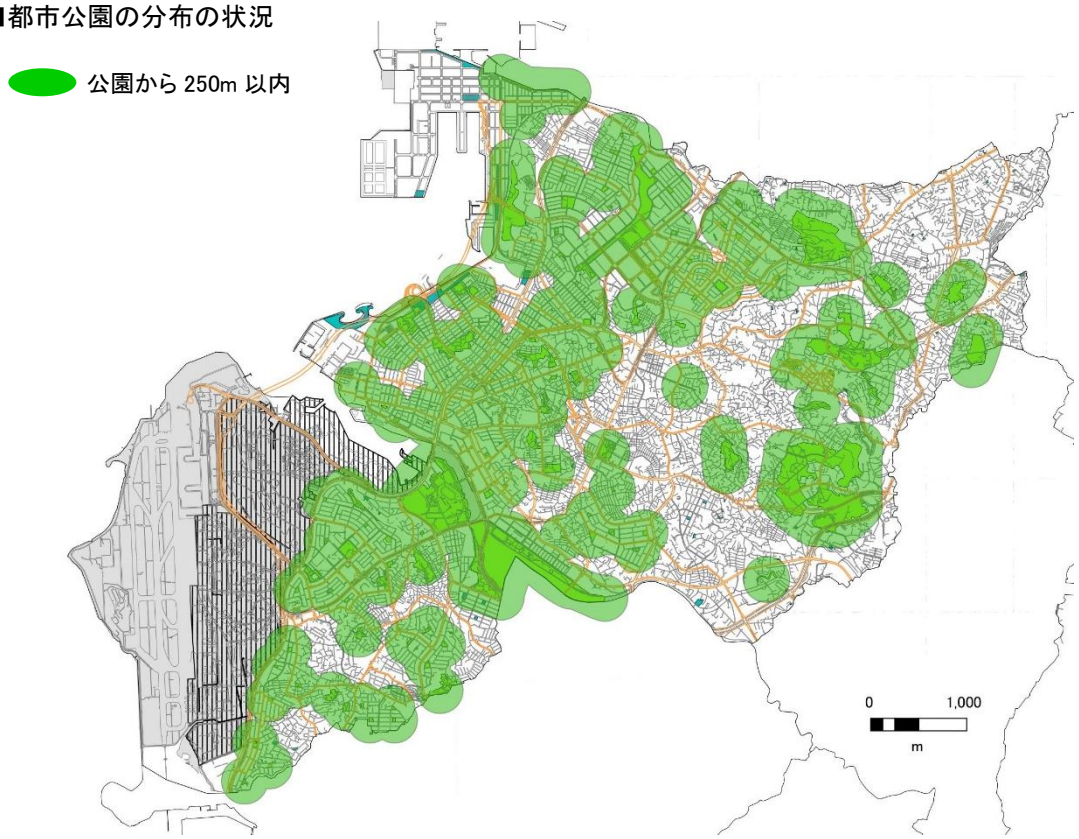

ウ．都市公園の整備内容

都市公園は、市民の身近なレクリエーションや休養、スポーツの場所の提供、人々が集まり多様な活動ができる場の提供、自然地・歴史文化資源の保全活用など、様々な役割を果たしています。市内には大規模な自然緑地を含む公園、世界遺産を含む公園、運動公園など、特色ある公園が多く、那覇市の顔ともなっています。身近な公園には整備後長期間を経過したものも多くありますが、地域のニーズを考慮しながら更新を進めているところです。

■那覇市の代表的な都市公園

自然や文化財が残る末吉公園

新市街地の中心的な存在となっている新都心公園

琉球王家の別邸を復元した識名園

海外交易で栄えた久米の歴史を記念した福州園

ユリ祭りが開催される大石公園

古い墳墓を取り込み整備された緑ヶ丘公園

②道路の緑

道路の緑は走行環境や歩行者の快適性を高めるとともに、防災性の向上や美しい街並み景観を形成するなど、まちの緑をネットワークする上で重要な緑となっています。

道路緑化の現況としては、平成 25 年度調査時において国道の 68.2%、県道の 60.6%において街路樹整備が施されており、全国でもトップレベルの充実ぶりです。これに対して市道は平成 30 年 3 月末時点で 1,892 路線のうち、街路樹整備が施されているのは 264 路線で、全市道の 14%となっております。幅員が狭く街路樹整備が困難な場合が多いことがその理由のひとつですが、地域住民に最も身近な存在である市道の緑化充実は重要であることから、関係者の努力により、狭い道路でも植栽の工夫がなされている路線も見受けられます。しかし、十分な幅員がない箇所では多くの樹木が根上がりを起こしたり、本来の樹形に合わない剪定を強いられたりと、問題も見えてきました。

さらに、社会資本の大きな見通しからは、道路等の公共財については今後新規整備よりも維持管理のウェイトが高まること、維持管理コストが限られることが基本的な前提となっています。温暖な沖縄では雑草も繁茂しやすく、他の地域よりさらに管理負担が大きい一方、沖縄らしい亜熱帯の景観を彩る道路の緑には高い期待も寄せられています。

こうしたことから、道路植栽は条件の整った路線である程度集中的に管理することや、場所に適した樹種を慎重に選定すること、管理方法を工夫することなどが重要になってきています。道路管理ボランティアとの連携もその一つです。

国道及び県道植栽延長データ：平成 25 年度那覇市緑の現況調査/
市道データ：那覇市道路管理課（平成 30 年）

左：市役所前のホウオウボク。
右上：裁判所通りのアカギがつくる緑のトンネル。
右下：久茂地川沿いデイゴ並木。雑草の繁茂を防ぐ対策が行われている。

③公共公益施設の緑

公共公益施設の充実した緑は、良好な市街地環境に寄与する役割が大きく、訪れる多くの人に快適さを提供します。これまでも公共公益施設では積極的に施設緑化に努めてきており、平成 25 年度調査では公共公益施設の敷地面積に占める緑被率は 36.2%となっています。施設種別では、学校教育施設は 46.3%と高い値ですが、この中には裸地のグラウンドなども含まれており、樹林部分は 9.8%です。また官公庁施設は 23.4%となっています。

施設の性格によりますが、敷地に余裕が少ないことや駐車場需要が高いことから、緑化充実には一層の工夫が必要です。

緑被率データ：平成 25 年度那覇市緑の現況調査

壁面を緑化した那覇市役所

松山公園クニンダテラスの屋上緑化

④主要民間施設の緑

民間施設のうち、ホテルや商業ビル等の人の集まる大規模民間施設では、エントランスはもちろん、壁面や屋上等を活用した緑化の技術も蓄積が進み、緑のデザインへの意識にも高まりがみられます。こうした緑は多くの人々の目に触れ、まちの“顔”として市街地景観に大きな役割を果たしています。

また工場や事業所にも公害防止や地域貢献のため充実した緑化がなされている例があります。

とはいえ、緑化に消極的な施設もあり、全体として緑量が増えているとは言い難い状況です。今後も積極的な緑化の誘導や意欲の喚起、緑化技術の向上などが望まれます。

シティホテルのファサード。ビルの立ち並ぶ街並みにテラスの緑が潤いを与えている。

複合ビルのペデストリアンデッキの植栽。市民の憩いの場として親しまれている。

⑤民有地の緑

那覇市内には、首里や壺屋、上間など、昔ながらの良好な集落形態を残す旧集落が点在しています。旧集落ではその地域の御嶽（うたき）や井泉（せいせん）とともに、生垣や屋敷林等の緑が残されているものも多く、緑のスポットとなっています。地域にこのような多様な緑が存在することで、歴史的・文化的な文脈をもった沖縄らしい、潤いある景観が保たれています。また、そこでは緑を介した地域コミュニティが築かれているという面もあります。建て替えや駐車場設置などにより、少しずつ緑が失われてはいるものの、那覇のまちにおいて旧集落の緑は貴重な存在となっています。

さらに斜面に立地する集落などの民有地では、地形上利用が難しいことや、古い墓が残されている場合が多いことから、それらと一体的にまとまった緑が保全されています。しかしながら、近年ではそうした斜面地にも民間開発が進み、見晴らしの良さもあって住宅等の建築が増えています。

市街地では、緑の状況は敷地によって様々です。住宅や駐車場の屋上緑化や壁面緑化、玄関口や塀に花のプランターを施すなど、多様な趣向で緑のまちづくりへ寄与している多くの住宅が見られる一方、維持管理上の都合や土地の狭さ等の理由から、建築物や舗装で埋め尽くされている場合も少なくありません。地区計画などで緑の基準が導入されたエリアでは一定の効果がみられますが、緑化基準をともなわず区画整理されたようなまちなみでは緑の乏しさが目立ちます。

民有地であっても、緑は市民の共有の財産ともなりえるものです。個人の緑から地域の緑へ、そして市全域の緑へと、緑はつながっています。市民一人一人が緑に関心を持ち、身の回りの緑を大切にしていくことが大切です。

屋敷内の豊かな緑が沿道に溢れ出る国場の旧集落。

首里金城町の斜面。開発による斜面緑地の減少が進む。

首里当蔵町スージ小（路地）の緑化活動。

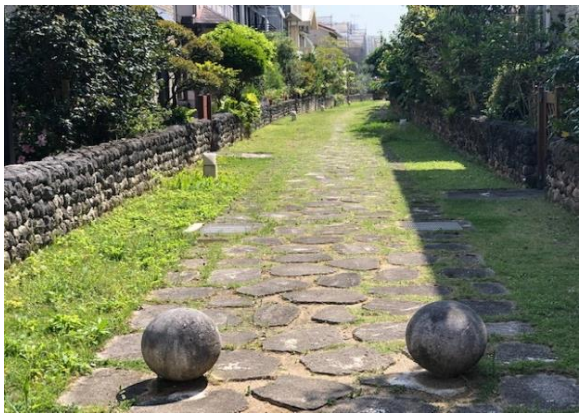

建築協定により緑化基準を設けた住宅地。

⑥水辺の緑

水辺は都市の生活環境に潤いを与えるとともに、景観的にも重要な緑の資源です。本市の主要な水辺としては、安謝川や久茂地川、安里川等といった市街地を流れる河川や、内水面として首里の龍潭や金城ダム、拡がりのある自然豊かな漫湖、そして西海岸の海浜ゾーンがあげられます。漫湖はラムサール条約登録湿地として貴重な自然湿地でもあります。

以前は河川の水質悪化が大きな問題でしたが、本市を流れる河川の水質は年々向上しています。また河川・海岸の護岸改修の際には多孔質の石積み構造や親水性を高める形状を積極的に取り入れ、景観面でも環境面でも改善が進んできました。遊水池整備、ビーチの再整備、水辺と緑が一体となった港湾緑地の整備など、良好な水辺環境を取り戻す取り組みも着実に進んでいます。漫湖や安謝川などでは住民参加型の清掃イベントが継続的に行われ、那覇市内で唯一、自然海岸の残る大嶺海岸では自然観察会を通し子ども達の環境教育が行われるなど、市民が水とふれあう機会も定着しています。

一方、市民の意識では、身の回りの環境にある「川などの水のきれいさ」や「水や水辺とのふれあいのしやすさ」に対する満足度が 10%台と、他の項目に比べかなり低い値です（第２次那覇市環境基本計画の市民アンケートより）。このことは、水辺に関心を寄せる市民の層が広がっていないことを示しているのかもしれません。

きれいな水辺の維持には継続的な取り組みが欠かせないことからも、今後も水に関する市民意識の啓発、水辺の植生や周辺の斜面緑地の保全、水辺の親水化整備など、持続的な水辺の保全と再生を目指した活動を続けていくことが望まれます。

資料：第２次那覇市環境基本計画、那覇市環境保全課 HP

安里川の親水庭園

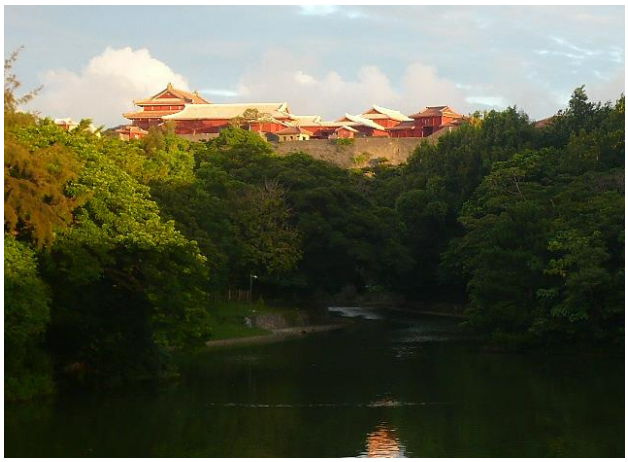

龍潭

金城ダム

波の上ビーチ

⑦農地の緑

那覇市内の農地面積は 35.48ha（都市計画基礎調査）で、年々減少する傾向にあります。都市化が進んだことで宅地等への転用が進行したため、小規模な農地が宅地のなかに点在している状態です。生産緑地と位置づけられた農地はありません。

市民農園には多くの応募があり、市民ニーズは高いのですが適した土地が限られ、継続には課題もある状況です。

那覇市国場の農地

農地は都市の緑を構成する貴重な資源でもあります。市民が土にふれあい、自然に関心をもつ場としても、保全と活用に効果的な取り組みを展開する必要があります。

資料：平成 28 年度都市計画基礎調査、
那覇市農業委員会「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（平成 29 年）

⑧歴史・文化資源の緑

かつて那覇市は緑豊かな王都として栄えていましたが、沖縄戦によって多くの自然林や文化財が焼失してしまいました。それでもなお、戦争の難を逃れた貴重な緑である末吉、天久、上間～真地、ガジャンビラに広がる樹林地や、御嶽（うたき）、庭園、樋川（ひーじゃー）、石畳、屋敷跡、墓地、拝所（うがんじゅ）、名所などにある緑は、本市の自然と歴史文化を象徴するものとなっています。拝所（うがんじゅ）の緑は手を加えられずに残されていることが多く生物の生息地としても評価されます。

これらの自然は、戦後復興の都市整備の過程でも消滅の危機にさらされてきましたが、主要な箇所については公園や緑地に組み込まれ文化財指定を受けることで保全が図られてきました。文化財指定は住民の誇りとして価値を高めることにもつながっています。これからも良好な自然環境の維持に努めるとともに、住民の生活にうるおいを与える身近な場所として親しまれるよう、那覇らしい緑あふれるまちづくりに生かす必要があります。

資料：平成 25 年度那覇市緑の現況調査、
那覇市文化財課
「那覇市内指定等文化財一覧（平成 30 年 5 月）」

首里山川町の「さくの川（カー）」

末吉公園内「宜野湾御殿の墓」

⑨景観の緑

本市では景観計画を定め、那覇市らしい景観の創出を目指しています。本市を取り囲む斜面緑地や市内を流れる河川、東シナ海に臨む海岸、住宅地や道路を彩る亜熱帯植物など、緑は那覇市らしい景観を構成する大切な要素です。そのような認識のもと、斜面緑地の保全や公共施設・道路の緑化を積極的に図り、民間施設の緑化を推進してきました。

また、景観形成に向けた市民への啓発の取組として、表彰制度が設けられています。デザインや緑化など景観的に優れた建築物等を対象とした都市景観賞や、景観形成に重要な価値があると認められる樹木・樋川（ひーじゃー）・建築物・御嶽（うたき）・眺望点などを景観資源として指定してきました。これら緑の資源を効果的に活用し、那覇市全体や地域のシンボルとなる景観を守り育てることが必要です。

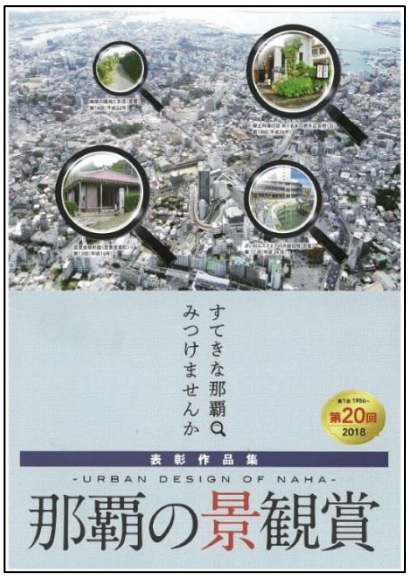

資料：那覇市景観計画(平成 23 年)、那覇市都市デザイン室「那覇の景観賞表彰作品集（第 20 回)」

■指定文化財・景観賞物件・景観資源の分布現況図

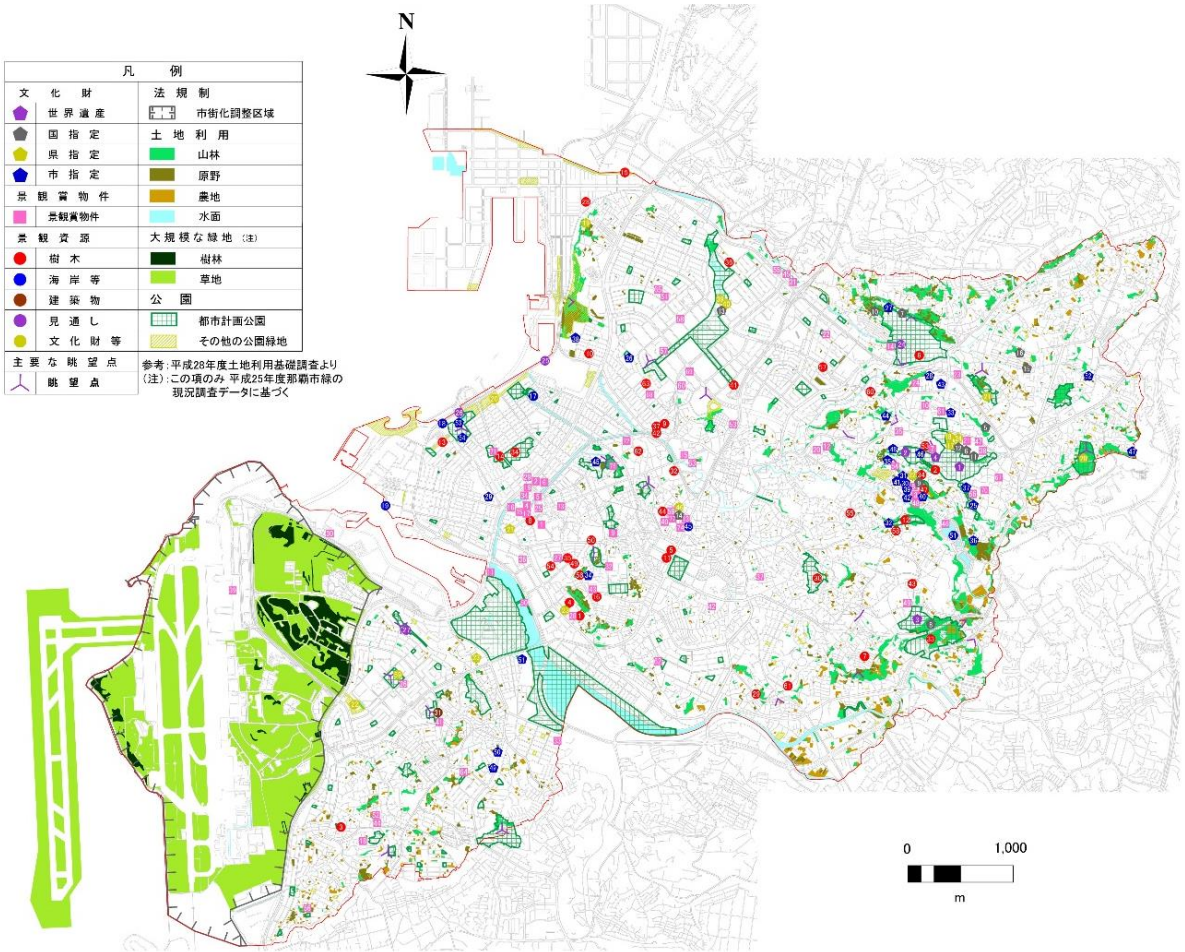

参考：文化財データ：那覇市文化財課「那覇市内指定等文化財一覧」（平成 30 年 5 月）
景観賞物件データ：那覇市都市デザイン室「那覇の景観賞表彰作品集（第 20 回)」
景観資源データ：那覇市都市デザイン室「那覇市景観資源一覧表」（平成 30 年 7 月）

（４）地域制緑地

現存する緑を持続していく手法としては、施設としての公園緑地整備だけでなく、地域制緑地の指定があげられます。地域制緑地は、法令等に基づくものと条例や協定によるものがあります。基本的には所有権をそのままに利用を制限することになるため、合意形成が難しい面があり、前計画で挙げた緑地保全地域制度の導入はここ 20 年間進展しませんでした。一部の開発を制限する制度である、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、保安林等も新たな指定はありません。

地区計画や景観計画における緑化基準は複数地域で導入され、一定の効果をあげています。

そのほか、緑の保全につながる制度として文化財保護制度があります。庭園や遺跡を対象とする「名勝」や「史跡」、植物や動物を対象とする「天然記念物」は、市内に多くの指定物件があり、調査研究の進展に応じた追加指定も行われています。

今後とも、都市の風致や樹林地の維持、防災や歴史文化資源保護など多面的な観点から、可能性のある手法を活用して緑地保全や緑化推進を進めていくことが必要です。

末吉一帯は風致地区、鳥獣保護区特別保護区等に指定されており、亜熱帯常緑広葉高木林と多数の文化資源が一体となって保全されている。

ラムサール条約に登録された湿地を有する漫湖一帯。風致地区、鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。渡り鳥の中継地・越冬地として重要な役割を果たしている。

写真左：首里金城町の大アカギ群。国指定天然記念物。

写真上：地区計画区域における壁面後退部分。駐車場の目隠しを兼ねたマンション足元の緑化空間が歩道と一体となり、ゆとりあるオープンスペースを形成している。

■地域制緑地の指定状況

		箇所数	面積(ha)	根拠法令
風致地区		2	112.9	都市計画法
保安林		2	5.0	森林法
森林計画対象民有林		6	20.0	森林法
鳥獣保護区特別保護地区		2	77.0	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
急傾斜地崩壊危険区域		23	25.5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域		3	72.7	地すべり等防止法
ラムサール条約登録湿地		1	58	(国際条約)
史跡・名勝・天然記念物	史跡	41	—	文化財保護法等
	名勝	8	—	
	天然記念物	4	—	
河川区域		6 河川	—	河川法（指定延長 25,800m）

資料：沖縄県風致保全方針、沖縄県森林管理課資料、『平成 29 年度版那覇市の環境』、
那覇市地域防災計画、那覇市文化財課 HP
※那覇市内の森林計画区域はすべて民有林である
※漫湖ラムサール条約登録湿地は那覇市・豊見城市の両市にまたがっており、表中の面積は豊見城市範囲を含む

■地区計画

	地区計画名	総面積 (ha)	最低緑化率	生垣等の垣・柵制限
1	那覇新都心地区 地区計画	207.7	—	○
2	真嘉比古島地区 地区計画	106.9	—	○
3	小禄金城地区 地区計画	110.5	—	○
4	小禄南地区 地区計画	30.7	—	○
5	具志宮城地区 地区計画	27.8	—	○
6	壷川地区 地区計画	13.6	—	—
7	久茂地地区 地区計画	3.9	—	—
8	松山地区 地区計画	1.9	—	—
9	泊地区 地区計画	0.9	—	—
10	首里石嶺農住地区 地区計画	1.8	10%	○
11	石嶺北翔・福祉地区 地区計画	17.8	5～25%	○
12	那覇新都心地区再開発地区計画	10.1	—	○
13	石嶺市営住宅地区 地区計画	8.0	10～25%	○
14	宇栄原市営住宅地区 地区計画	7.6	10～25%	○
15	農連市場地区 防災街区整備地区計画	3.2	10%(一部のみ)	○
16	石嶺福祉センター線沿道北地区 地区計画	0.8	10%	○
17	大名市営住宅地区 地区計画	5.5	10～25%	○
18	空港南地区 地区計画	9.1	10%	○
19	久茂地牧志地区 地区計画	10.9	—	—

資料：那覇市建築指導課 HP「地区計画について」、沖縄県 HP「沖縄県の地区計画」、那覇市都市計画課

２．これまでの緑のまちづくり施策とその結果

本市では、前計画で設定した緑のまちづくり施策を庁内の関連部局で分担して推進してきました。計画改定にあたり、各部局へ施策実施の評価と施策継続の必要性についてアンケート調査を行いました。

（１）施策実施の評価

これまで各課で施策を推進してきましたが、施策によって達成度には偏りがあります。

たとえば、河川・海岸の護岸整備など水辺空間の保全・活用、街路樹整備やポケットパーク整備など道路緑化については重点的に取組を進めていることから達成度評価が高くなっています。平成 14 年度、新都心公園内に整備された那覇市緑化センターでは、緑化に関する講習会や相談会を開催するなど、緑化施策の拠点として活用されています。

その一方で、施策が推進されているものの、十分な成果が得られていない施策もあります。たとえば公共公益施設の緑化は、敷地 30%以上の緑化を目標に取り組んでおり、植栽や屋上・壁面緑化を進めていますが、狭小な敷地条件や環境条件などによって緑の確保または維持管理が困難な場合もあり、全体的な緑量増加にはなかなか結び付いていません。

進捗の遅れた施策には、緑地の保全やビオトープ整備、緑の支援体制づくりなどがあります。取組を展開するうえで市民や事業者の理解と協力が必要となる施策は、時間がかかる傾向にあります。

（２）施策継続の必要性

達成度の評価内容にかかわらず、自然と共生し持続可能な社会を実現するためには緑のまちづくり自体は今後も継続して進めるべきものであることから、前計画で設定した施策のほとんどについても継続の必要性が高いというのが庁内の共通認識です。

しかし施策によっては、実施体制や手法、維持管理などに課題がみられるものがあります。社会情勢の変化も考慮し、実現可能性の高い施策となるような再検討が必要です。

一方で、水辺空間の整備関連施策は、一定の成果を得たこともあり、継続の必要性は低いと判断している部局もあります。整備が完了した施設については、活用に主眼をおいた施策を展開していく必要があります。

新都心公園内に整備された那覇市緑化センター。
緑化講座、相談、イベント等が開催されている。

水辺や緑、ベンチ等が整備されまちなかのオアシスとして親しまれている道路空間。

３．前計画の目標達成状況

（１）都市公園等の施設緑地の確保目標達成状況

前計画では平成 29 年までに都市公園の供用面積を 269ha（都市公園以外の港湾緑地、児童遊園等を含めると 302ha）、1 人当たり公園面積で 8.69 ㎡/人（同 9.75 ㎡/人）という目標値を設定しました。これに対し、平成 29 年 3 月末時点の実際の供用面積は 183ha（都市公園以外の港湾緑地、児童遊園等を含めると 197ha）、1 人当たり公園面積が 5.67 ㎡/人（同 6.10 ㎡/人）と、目標を下回る結果となっています。

ただし平成 12 年当時と比較すると供用面積は約 1.3 倍となり、着実に進捗しています。

■都市公園等の確保目標（開園面積）　達成状況

	当時の現状 平成 12 年 （2000 年）	当時の目標 平成 29 年 （2017 年）	達成状況 平成 29 年 （2017.3.31）	目標との 差	(参考：現況) 平成 30 年 （2018.3.31）
都市公園（ha）	136.07	269.36	183.27	△86.09	183.34
確保面積（㎡/人）	4.51	8.69	5.67	△3.02	5.69
都市公園等（ha）	149.98	302.17	197.06	△105.11	197.13
確保面積（㎡/人）	4.97	9.75	6.10	△3.65	6.12
人口	301,614 人	310,000 人	323,309 人		322,073 人

資料：那覇市公園管理課

（２）緑の確保目標達成状況

①達成状況把握における留意点

緑の現況（p.６～19）を把握するにあたっては、平成 25 年度那覇市緑の現況調査のデータを利用しました。これは航空写真に写る樹林地などを視認し、台帳図にプロットしたうえで CAD 計測して作成したものです。それにより、本市の緑分布の状況をより正確に把握できるものとなっています。しかし、前計画で目標とした緑の達成状況を把握しようとすると、前計画で設定された「緑の区分」と一致しないため、現況を単純に比較することが困難です。

また前計画では、緑量算定方法に不明確な部分があったことや、当時の緑の定量的把握がないまま目標数値が設定されていた部分があったため、緑化がどの程度進捗したのかを正確に把握するのが難しい状況です。

そこで本計画からは、現実的な緑の総量を把握できること、継続的な緑量把握が可能なことから、より新しい調査である平成 28 年度都市計画基礎調査を用いて目標達成状況を把握することとします。これは沖縄県が５年ごとに実施する調査で、現地調査、空中写真、登記簿、住宅地図などから土地利用現況を把握したものです。こちらも前計画で設定した目標値とは「緑の区分」が一致しませんが、定期的に調査がなされるため、今後も継続的に本市の緑を把握することができます。

②緑の確保目標達成状況

平成 28 年度都市計画基礎調査による緑の状況は次の通りです。

公園緑地の都市計画決定面積は約 296ha に及びます。これには未供用部分を含みますが、都市計画決定済みの範囲は未供用部分であっても実質的に樹林地となっている場合が多いこ

とから、緑地の現況地として計上します。

次に自然的土地利用、すなわち農地・山林・水面・その他の面積は、過去の都市計画基礎調査のデータと比べて微減（H18 年度 278.40ha→H28 年度 267.58ha）しています。

このほかの緑として、「空港周辺や自衛隊基地の緑地」約 256ha があります。

これらを合計すれば、当時設定した緑の確保目標には届かないものの、当時の現況（平成 12 年度）は上回る結果となっています。

ただ今後の展開を考えると、公園緑地の大幅な拡大も難しく、都市化が進む中でその他の緑を新たに確保する可能性は限られており、前計画で挙げたような高い目標設定は困難です。

■緑の確保目標　達成状況

改定前緑の基本計画				
区分		平成12年現状(2000年)	平成29年目標(2017年)	備　考
公園緑地	都市公園	136.07ha	269.36ha	基幹公園、都市緑地、特殊公園
	港湾緑地	8.50ha	27.40ha	若狭緑地、波の上緑地等
公的施設	学校	114.16ha	120.76ha	緑地面積は学校総面積の80%として算出
	公共施設	35.57ha	52.75ha	官公庁施設・公営住宅・市民農園等
道路	道路	37.03ha	61.15ha	現況:高木植栽本数×10㎡+低木総面積。計画:整備延長×樹冠幅3mとして算出
	モノレール	-	8.02ha	交通広場、及び桁下緑地空間:幅4mとして算出
水辺	水辺	52.30ha	59.66ha	那覇ふ頭、金城ダム、真嘉比遊水地等
	排水路	4.48ha	4.48ha	オープンなもの:幅4mとして算出
宅地	住宅用地	※	102.32ha	平成9年度那覇広域都市計画基礎調査のデータより、各々の用地面積の10%を確保目標量(緑化面積)として算出 ※各々の平成12年度データは把握不可能なため省略
	商業用地	※	15.43ha	
	工業用地	※	4.71ha	
その他	文化財	11.95ha	11.95ha	井泉、御嶽等(史跡等に指定のもの)
	墓地	28.06ha	28.06ha	開発調整マップに記載のものを抜粋
	市街化調整区域	271.50ha	267.50ha	区域内の緑地面積
地域制緑地		251.62ha	280.37ha	風致地区、保安林、河川区域等
計		951.24ha	1,313.92ha	
重複面積		185.64ha	199.82ha	風致地区と鳥獣保護区の重複等
総計		**765.60ha**	**1,114.10ha**	重複面積を差し引いた数値
市域面積に対する割合		**19.80%**	**28.10%**	市域面積 平成12年:3862.5ha 平成29年:3970.4ha

現　況					
区分			平成29年(2017年)現況		備考
				緑地の構成	市域に占める割合	
公園緑地	都市公園		274.28 ha	34.7%	6.9%	那覇市公園管理課資料より、都市計画決定面積(H29年3月時点)
	港湾緑地等		21.65 ha	2.7%	0.5%	那覇市公園管理課資料より、計画決定面積(H29年3月時点)
自然的土地利用	農地		35.48 ha	4.5%	0.9%	H28都市計画基礎調査より。田、畑、耕作放棄地。
	山林		109.34 ha	13.8%	2.8%	H28都市計画基礎調査より。樹林地。
	水面		66.91 ha	8.5%	1.7%	H28都市計画基礎調査より。河川、水面、湖沼、ため池、用排水路。
	その他の自然地		55.85 ha	7.1%	1.4%	H28都市計画基礎調査より。原野、牧場、低湿地、河川敷、河原、湖岸。
その他緑地	空港及び自衛隊基地内の緑	芝・草地	220.80 ha	27.9%	5.6%	H25年度那覇市緑の現況調査より
		樹林地	35.50 ha	4.5%	0.9%	同上
計			819.81 ha	103.6%	20.7%	
重複面積			28.41 ha	3.6%		漫湖水面(都市公園・水辺重複)
総計			**791.40 ha**	100.0%	20.0%	重複面積を差し引いた数値
市域面積に対する緑地の割合			市域面積　3957ha (H28市統計)		**20.00%**	

資料：平成 28 年度都市計画基礎調査、那覇市公園管理課「那覇市の「都市公園」及び「都市公園以外の営造物公園」現況調査」、平成 25 年度那覇市緑の現況調査

■平成 29 年現在の緑の分布現況図

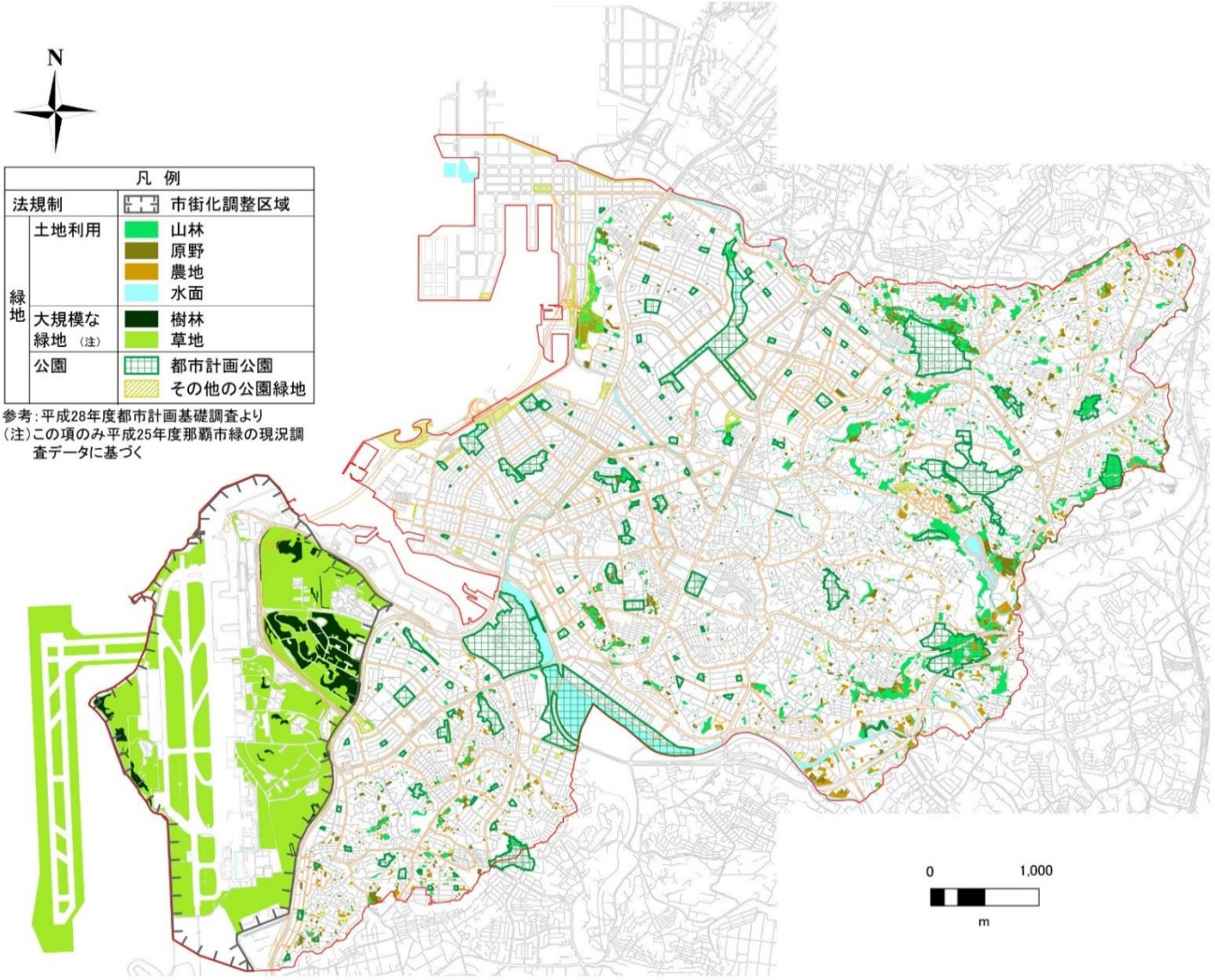

用地の確保と施設整備が徐々に進む緑ヶ丘公園

モノレール桁下の緑地空間

４．市民生活と緑

（１）那覇市が進める市民参加の取り組み

那覇市は市民とともに緑豊かなまちをつくりあげるため、様々な事業や活動を展開してきました。市民の取り組みに対する支援としては、植樹祭、苗木配布、自然観察会、都市景観賞の表彰、屋上・壁面緑化推進事業、緑のカーテン事業などがあります。また市民・事業者との協働体制づくりとしては、愛護会等に河川や公園の清掃や管理に参加してもらう制度の活用のほか、緑化推進の拠点である緑化センターの運営などを行ってきました。

市民が緑に関わり活躍する場は、大きな広がりを見せているところです。

■那覇市の取り組み

事業	内容	関係課
植樹	式典等での記念植樹、那覇市記念木植樹等実施制度など	花とみどり課
苗木配布	自治会、通り会等を対象とした草花苗の無料配布	花とみどり課
河川清掃	安謝川クリーン作戦、国場川水あしびなど	環境保全課
公園清掃	公園愛護会、自治会委託、企業ボランティアなど	公園管理課
道路ボランティア	道路の美化活動を行う団体への支援	道路管理課
グリーン・ロード・サポーター	道路の美化活動を行う企業への支援	道路管理課
自然観察会	大嶺海岸観察会、末吉公園でのホタル観察会、首里カーまーい、新都心沖縄の杜観察会など	環境保全課
都市景観賞	優れた都市景観の形成に寄与していると思われる建築物、工作物、屋外広告物などの物件の選定・表彰	都市計画課
屋上・壁面緑化推進事業	市内建築物の屋上・壁面緑化工事費用の一部助成（平成27年度をもって終了）	環境政策課
緑のカーテン事業	窓辺やベランダ等につる性植物を這わせることで室内温度の上昇抑制、省エネ推進を図る	環境政策課
緑化センター	緑化に関する各種講座、技術指導、相談など	花とみどり課

資料：那覇市 HP（花とみどり課、公園管理課、環境政策課、環境保全課）

■協働する民間団体（主要なもの）

名称	参加者数／団体数	主な活動内容	市の報奨金・支援等
＜市内公園ボランティア＞			
公園愛護会	子ども会、自治会、老人会等の133団体（H30.12現在）	月２回以上の公園清掃や施設点検、花壇の手入れ等	市より月3,000円の報奨金と清掃等に必要な用具の貸与
自治会委託	16自治会（H30.12現在）	自治会の清掃活動を通じ会員間の交流を図るとともに、地域の活性化を図ることを目的とし、ほぼ毎日の清掃、樹木の剪定等	市より清掃活動に対して公園面積等を基本にした委託料
企業ボランティア	63団体（H30.12現在）	企業の持つ組織力や専門技術等の特性を生かし、年４回以上、公園施設の塗装や樹木の剪定、草刈・清掃、空き缶拾い、花壇の除草、遊具の点検等	

名称	参加者数／団体数	主な活動内容	市の報奨金・支援等
＜市内道路ボランティア＞			
道路ボランティア	122 団体（H30.10.9 現在）	①ゴミ分別収集及び処理②植樹桝内の除草③草花の植え付け・管理④街路樹等の剪定・散水⑤道路施設の破損等に関する情報提供⑥その他市長が認めること 以上①～④で１つ以上、及び⑤⑥	清掃用具提供、収集ゴミの処理、ボランティア掲示板の設置、ボランティア保険料の負担、その他市長が認めるもの、支援金月額 2000 円
グリーン・ロード・サポーター	14 団体（H30.10.3 現在）	上記の活動のすべて（一部任意）	グリーン・ロード・サポーター掲示板設置、収集ゴミの処理、その他市長が認めるもの
＜県内法人＞			
（公財）沖縄県緑化推進委員会　那覇支部		・緑の募金 ・森林整備 ・沖縄県植樹祭 ・緑の育樹祭 ・緑化コンクール ・緑の少年団育成 ・森林ボランティア支援 ・緑化センター事業	
景観整備機構	1 団体（NPO 法人首里まちづくり研究会）	首里緑化まちづくりコンテスト、首里ミツバチプロジェクトなど	

資料：平成 25 年度那覇市緑の現況調査、那覇市公園管理課 HP、那覇市道路管理課 HP、（公財）沖縄県緑化推進委員会 HP

市民が水辺とふれあう大嶺海岸観察会

グリーン・ロード・サポーターによる活動

那覇市木フクギの植樹イベント（新都心公園）

ブーゲンビリアの育て方講習会（緑化センター）

（２）緑に対する市民意識

ここでは以下の計画や調査報告書で実施されたアンケートから、市民が緑に対してどのような反応を示しているのかをまとめました。

- 平成 28 年度那覇市民意識調査報告書（那覇市、平成 29 年）
- 平成 29 年度版那覇市の観光統計（那覇市、平成 30 年）
- 那覇市観光基本計画基礎調査報告書（那覇市、平成 26 年）
- 第2次那覇市環境基本計画業務報告書（那覇市、平成 26 年）
- 第2次那覇市環境基本計画（那覇市、平成 26 年、平成 30 年中間見直し）
- 中南部都市圏駐留軍用跡地の緑地保全及び緑化方策等検討調査報告書（沖縄県、平成 23 年）
- 那覇市都市計画マスタープラン改定及び那覇市立地適正化計画策定に係るまちづくりに関するアンケート調査（那覇市、平成 29 年 12 月）

①市民や観光客から見た那覇市の緑

●身の回りの環境の満足度

第２次那覇市環境基本計画で実施した市民アンケートでは、空気や川の水など身の回りの環境の満足度を聞いています。

13 項目の指標のうち、本計画に関連のあるものは６項目です。各項目で「満足」「ほぼ満足」と答えた割合は「公共の広場、公園、緑」（40%以上）、「自然景観の美しさ」「町並みの美しさ」（30%以上）、「川などのきれいさ」「水や水辺とのふれあいのしやすさ」「生きものとのふれあいのしやすさ」（20%未満）となっています。

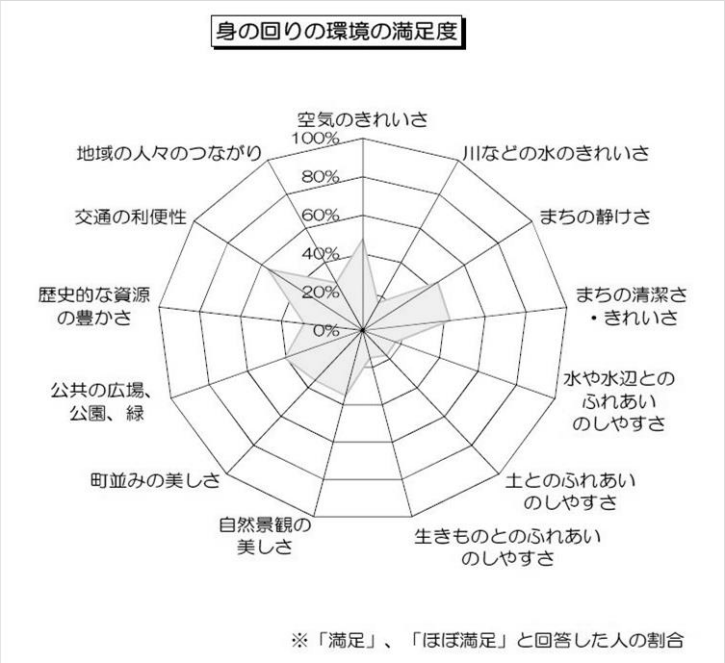

出典：第２次那覇市環境基本計画（平成 26 年）

●河川や水辺への意識

本市の河川や海域の水質は比較的良好な状況にありますが、市民アンケートでは「川などの水のきれいさに関する市民満足度」（満足+ほぼ満足）が 16.1%と低く、「10 年前と比べた変化」では「良くなった」11.4%を「悪くなった」13.8%が上回っています。また、「水や水辺のふれあいのしやすさに関する市民満足度」は 17.2%、「10 年前と比べた変化」では「良くなった」が 5.1%にとどまるなど、市民の多くは現在の状況はあまり良好ではないと感じていることがうかがえます。

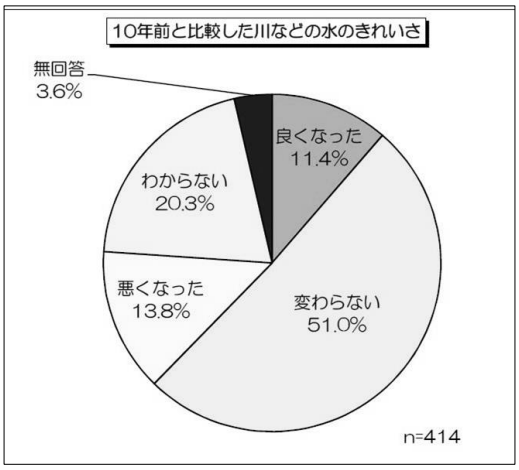

出典：第２次那覇市環境基本計画（平成 30 年）

●自然とのふれあいへの希望

本市は都市化が進んでいるものの、漫湖や大嶺海岸、斜面樹林など多様な自然が残されています。市民アンケートでは、「余暇は自然とふれあうように心がけている」の項目で「行っている」と回答したのは全体の 31.2%で、「今後は行ってみたい」の回答を含めると 74.2%の市民が自然との触れ合いを望んでいることがうかがえます。一方、「生きものとのふれあいのしやすさに関する市民満足度」(満足+ほぼ満足)は 14.8%と低く、ギャップも見られます。

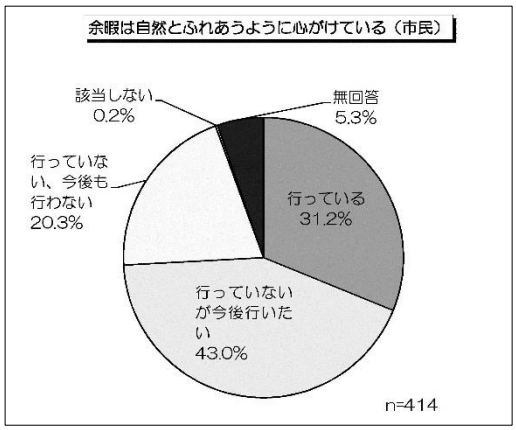

出典：第２次那覇市環境基本計画（平成 30 年）

●公共の広場、公園、緑に関する満足度

第２次那覇市環境基本計画で実施したアンケートでは、公共の広場、公園、緑に関する満足度を伺う設問に対し、「満足」「ほぼ満足」と回答した市民は 40.6%となっています。また、10 年前と比較すると「良くなった」と回答している市民は 27.8%となっています。

広場や公園などの公共のオープンスペースにおける緑化の進み具合に関しては、一定の満足度を得られていることがわかります。

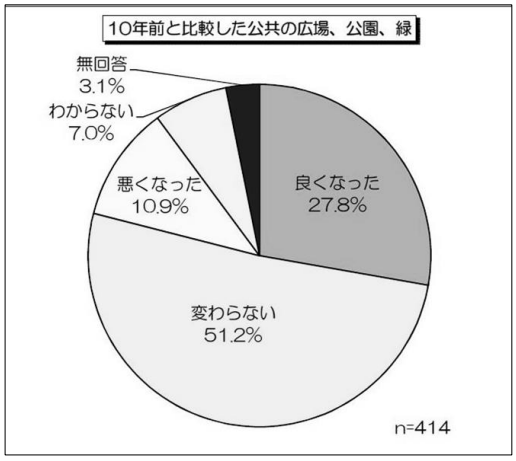

出典：第２次那覇市環境基本計画（平成 30 年）

●那覇市が今後重視すべき取組や環境施策

第２次那覇市環境基本計画で実施した市民アンケートでは、本市が今後重視すべき取組や環境施策の重要度について聞いています。

本計画と関連のある項目としては、「河川等の水辺の保全」「自然環境の保全」「自然景観の保全」「公園や緑地の整備」「動物や植物の保護」があります。

これらについて「重要」「どちらかといえば重要」と答えた割合は、「動物や植物の保護」で 70%以上、それ以外の項目は 80%以上となりました。市民は環境保全のためになんらかの取組を実施すべきと考えていることがうかがえます。

出典：第２次那覇市環境基本計画（平成 30 年）

●環境の満足度と施策の重要度からみる市民意識

第２次那覇市環境基本計画では、市民の感じる「身の回りの環境の満足度」と「施策等の重要度」を２つの軸として、その関係を分布図に示しています。

「公共の広場、公園、緑」は、満足度、重要度ともに高い位置にあることから、これまでの施策の効果が出ているとみられます。一方、「川などの水のきれいさ」「土とのふれあいの

しやすさ」「水や水辺とのふれあいのしやすさ」「生きものとのふれあいのしやすさ」「自然景観の美しさ」は、満足度はやや低いが、重要度は高くなっています。これらに関わる施策については、継続的な実施や効果的な施策の展開が必要と考えられます。

■「満足度」と「重要度」の分布図

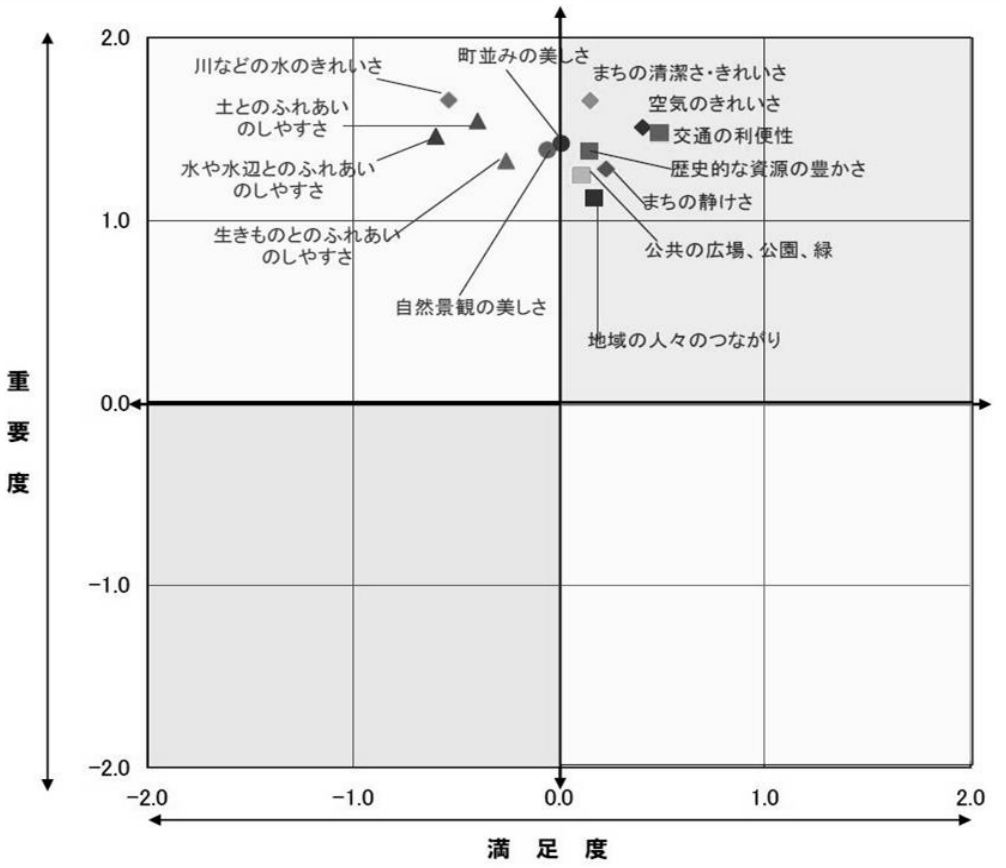

出典：
第２次那覇市環境基本計画（平成 26 年）

●自然と調和したまちづくりへの意識

平成 28 年度那覇市民意識調査報告書では、「本市が自然と調和したまちづくりが進んでいると思いますか」という設問に対し、「思う」「どちらかといえば思う」と回答した市民は 29.9%、「思わない」「どちらかといえば思わない」と回答した市民は 49.4%となりました。市民の約半数が、那覇市のまちづくりは自然と調和していないと感じていることになります。

自然と調和したまちづくりだと感じている人の割合

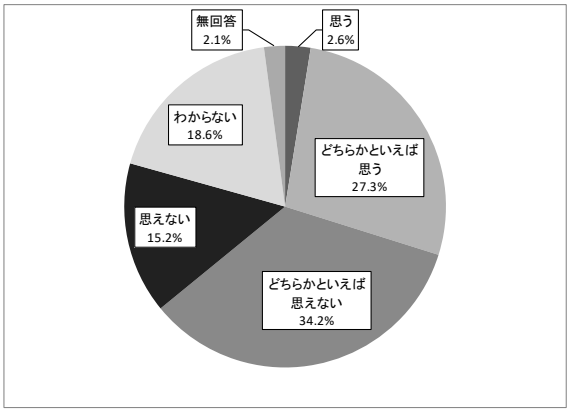

出典：平成 28 年度那覇市民意識調査報告書（平成 29 年）

●政策への満足度・重要度からみる市民意識

那覇市が掲げる 25 の政策について、同意識調査で市民の感じる満足度及び重要度から評価をマップ化したのが下の図です。このうち、緑に関連する政策は「自然環境の保全・再生・創造」と「自然と調和したまちなみ」です。いずれも満足度が平均値に近く、重要度は平均

値以下となっています。このことから緑に関連する政策は、市民から一定の満足度を得ているものの、まちづくりにおける重要性は認識されにくいということが読み取れます。

また、マップの領域から政策の存廃、見直し、重点化、維持に分類し、評価すると、「自然環境の保全・再生・創造」と「自然と調和したまちなみ」は、どちらも重点化領域に分類されています。

■平均満足度・平均重要度を中心とした政策分布図

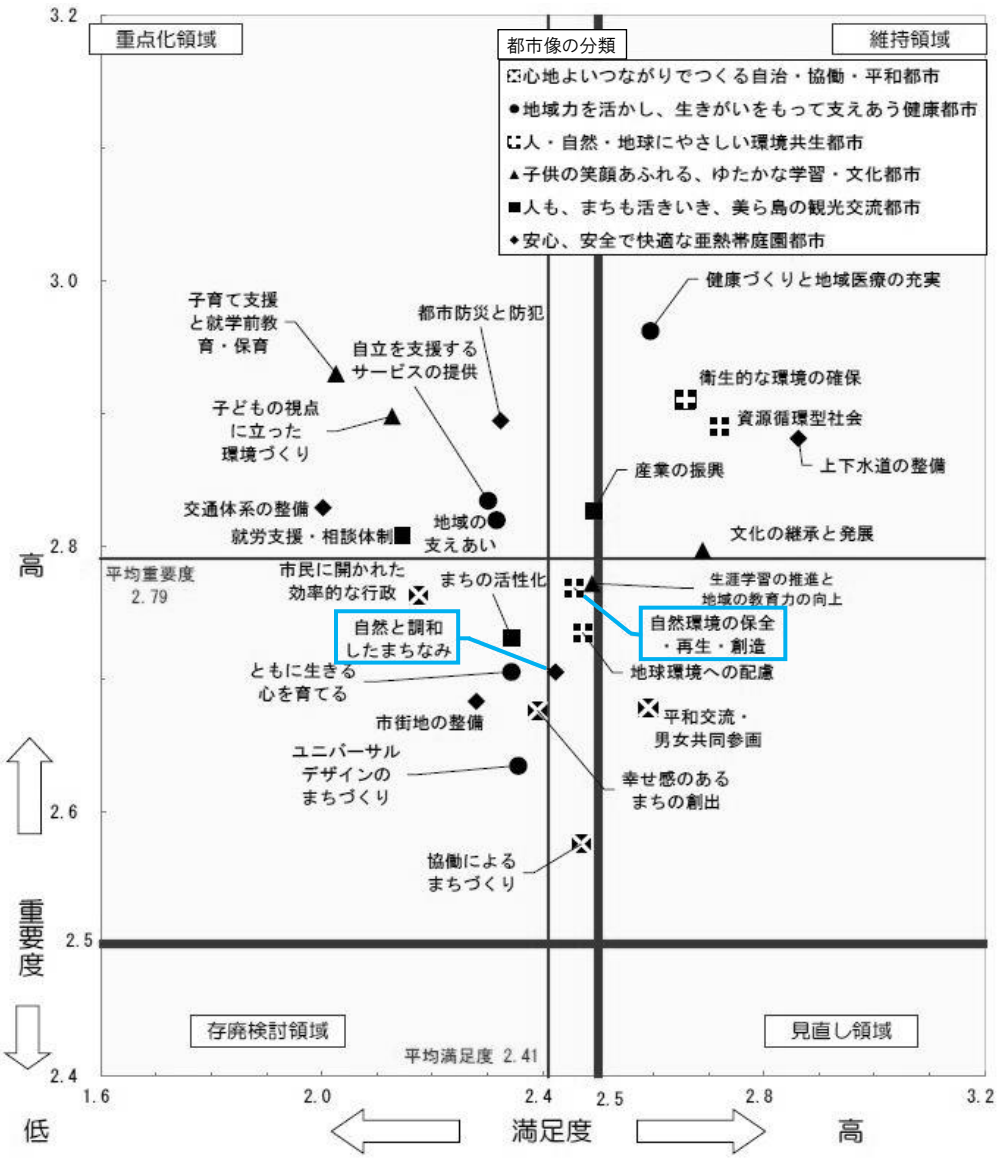

出典：平成 28 年度那覇市民意識調査報告書（平成 29 年）

●観光客を迎え入れる環境や体制

平成 29 年度版那覇市の観光統計では、本市を訪れた観光客へ、那覇市が観光客を迎え入れる環境や体制について質問しています。

「街や施設内に樹木や草花があふれていた」という項目に対する回答は、「あてはまる」が 34%、「ややあてはまる」が 35.2%となりました。

②緑関連施策への要望

●美しい街とするための取組への要望

平成 28 年度那覇市民意識調査報告書では、「那覇市を景観的に美しいまちとするために、どのような取り組みが必要だと思いますか」という設問に対し、「緑を増やす」と回答した市民は 34.6%となり、6 項目中２番目に高い結果となりました。まちの景観美化を推進するために緑化の必要性を感じている市民は多いことがわかります。

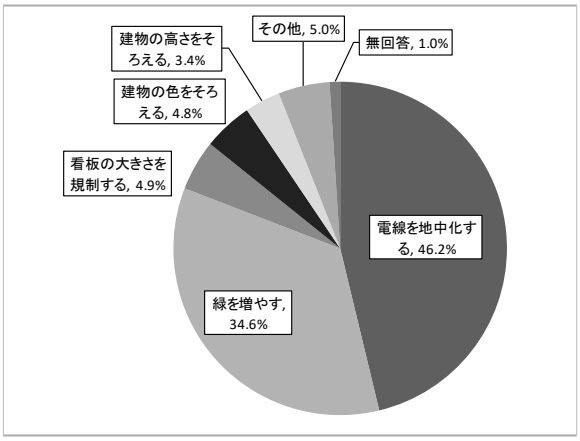

出典：平成 28 年度那覇市民意識調査報告書（平成 29 年）

●観光の視点からみた緑関連施策への要望

那覇市観光基本計画基礎調査報告書では、市民及び市内事業者に対し、那覇市の観光施策等に対する要望を自由記述形式できいています。そのなかには緑に関連する意見も多数寄せられています。代表的な意見には以下のようなものがあります。

- 那覇市には緑が少ない。もっと自然を増やして、沖縄らしい景観を創るべきである。
- 街路樹などで道路の緑化を推進し、緑陰を創出するべきである。
- 景観美化のため、街路樹の手入れや雑草除去など市街地の緑を適切に維持･管理してほしい。
- 市民が緑化施策に関われる仕組が必要である。道路緑化施策や緑化の維持･管理などで、市民協働に絡めて展開してはどうか。（街路樹の特徴から道路の名称をつける、自治会等の単位で植栽管理、緑普及委員の認定など）
- 花の咲く植物を植栽し、開花に合わせたイベントを実施してはどうか。
- まず市民が親しめる公園や緑であれば観光客にも魅力となる。

●緑化の手法への要望

中南部都市圏駐留軍用跡地の緑地保全及び緑化方策等検討調査報告書では、那覇市含む中南部都市圏の県民を対象にしたアンケートで、緑地保全や緑化の手法について聞いています。

「斜面地や丘陵地などの緑を守るための方法」では、「行政が土地を買い取って「緑」を守る」が 28.1%、「法律などで土地利用を規制し、開発を制限する」が 26.1%とほぼ同程度で上位になりました。行政や法律など、公的な機関や規制を利用した仕組みで緑化を主導する必要があると感じている県民が多いことがわかります。

「緑化にあたっての行政と民間の役割」では、行政の規制・誘導等で民間敷地での緑を増やすべきだという回答が 69.9%と多く、民間と協働した緑化が必要だと考えられています。

「自分自身が「やってもよい」緑化手法」では、「自宅のベランダや玄関先を花や鉢植えで飾る」という回答が 71.4%と高い割合を占めています。鉢植えの設置など手軽にできる方法が好まれています。

出典：中南部都市圏駐留軍用跡地の緑地保全及び緑化方策等検討調査報告書（沖縄県、平成 23 年）

●これからの那覇市のまちづくりに対する要望（緑関連事項抜粋）

那覇市都市計画マスタープラン改定及び那覇市立地適正化計画策定に関して平成 29 年度に行われた那覇市のまちづくりに関するアンケート調査では、「人口減少や少子高齢化が進むなかで、これからのまちづくりで取り組むべきことは何だと思いますか」という設問に対し、「緑陰の創出やバリアフリー化などにより、歩きやすい道路整備を進める」と回答した市民は 56%となり、８項目中１番高い結果となりました。

また、「20 年後、どのような地域に住みたいですか」という設問に対しては、「緑や自然が豊かな地域」と回答した市民が 22%と 4 項目中 2 番目に高い結果となり「20 年後、住んでいる場所から歩いて行ける範囲にどのような施設が必要だと思いますか」という設問では「公園や広場などの子供達の活動の場や高齢者の憩いの場」と回答した市民は 28.9%と 14 項目中 3 番目に高い結果となっています。

「20 年後、よりよい地域となるように、個人・地域の活動として取り組みたいことはありますか」という設問では「地域の公園や歩道などの清掃・美化活動に取り組む」と回答した市民は 56.5%と 8 項目 1 番高い結果となりました。

このように、20 年後の未来にむけて人口減少や少子高齢化が進む中、市民は日常生活において緑や自然の豊かさを享受できるようなまちづくりを望んでおり、また公園や広場、歩道など公共のオープンスペースでの憩いや活動を求めていることが伺えます。清掃等の地域活動に対する市民の参加意欲も高まっており、市民・事業者・行政との協働による公共空間の管理・活用が期待されます。

また、自由意見欄には緑に関するまちづくりへの要望事項も多くありました。代表的な意見には以下のようなものがあります。

- 市民や観光客が快適に歩くことができ、また美しい景観をつくるためにも街路樹を整備してほしい。
- 街路樹の適正な剪定や雑草駆除、清掃等が行き届いていない。
- 市道は狭小なため、街路樹ではなく所々に小規模緑地帯を設けては？
- 馬場跡への松の植栽や琉球王国時代の景観の復興など、地域の歴史文化を生かした誇れるまちづくりを。
- 身近な地域や歩いて行ける範囲へ公園や緑地の整備をしてほしい。
- 公園における遊具の故障や施設の老朽化で使えないものが多い。今ある公園をきれいに整備し気持ちよく利用できるようにしてほしい。
- 樹木がうっそうと茂りすぎて防犯面で不安のある公園がある。
- 自然と文化と人の共存ができるまちづくりを。
- 地域のコミュニティの場、子供たちの居場所など、大人･こどもが一緒になって活動･交流できる環境づくりを。

５．社会動向の変化

前計画の策定時から、緑を取り巻く社会動向にも様々な変化がありました。

少子高齢化、人口減少時代を迎え、土地利用や社会構造にも大きな影響が予想されます。那覇市が人口減少の転換点を迎える時期はまだ先のこととはいえ、野放図に広がった都市をコンパクト化していくことや空き地・空き家への対処、財源の縮小する中での各種社会基盤の維持管理、民間活力の活用などがこれからの重要な課題となっていくことには変わりありません。

こうした都市の再編の動きの中で、緑に期待される役割はより多様化しており、対応する法制度も整えられつつあるところです。

一方、沖縄の風土や歴史文化のもたらす魅力、固有の景観や環境の持つ価値についての認識も、社会に広まってきました。これらはインバウンド戦略にも欠かせない要素です。周知・啓発が主であった段階からステップアップし、市場との連携の重要性が増しています。

以下に主な動きを整理します。

●緑の持つ多機能性への再認識

- 大規模な自然災害が続いたこともあり、防災・減災、水源涵養（かんよう）、温暖化緩和、生態系保護、良好な景観形成、健康・レクリエーション等文化活動の場の提供など自然環境の持つ多面的な機能が改めて評価され、一層効果的にまちづくりにいかしていくことが期待されています。
- 持続可能な社会の形成の観点から、自然環境を保全・再生するのみならず、自然環境を地域が抱える課題解決のひとつの手段として積極的に活用していく必要性が生じており、社会資本整備や土地利用等においても自然環境の持つ多様な機能を活用していこうとするグリーンインフラへの取組みの意義が世界的に議論されています。
- グリーンインフラの事例として、例えば那覇市では、安里川流域の治水対策として整備された真嘉比遊水地が挙げられます。遊水地の完成は、集中豪雨時の河川氾濫による下流域の浸水被害を大きく軽減すると同時に、普段は都市の中の広大な緑のオープンスペースとなり、市民に潤いと安らぎを与えるレクリエーション活動の場として活用されています。
- 防風林を植えることにより災害による被害の軽減を図りつつ、美しい緑の景観を演出することや、屋上緑化や壁面緑化、保水機能の高い舗装材を使用することなどもまちの景色を彩りながらヒートアイランド対策に一役買っているなど、これまでも行われてきた身近な取組みもグリーンインフラの概念に基づいた取組みであると言えるでしょう。

●公共空間の柔軟な活用

- これまで公園や緑地等の公共空間は、公益性を守るため、規制の多い空間でした。しかし、これからは地域住民や市民団体、民間事業者の新しい活動の場として、柔軟に活用されることが求められています。
- これを推進するため、公園整備や運営に民間が参入しやすく公園利用者にとっても利便性や快適性、安全性が高まることを目的とした法制度も充実してきています。
- 公園や緑地の管理運営を市民・事業者・行政等のメンバーからなる運営協議会が行うことで、地域のローカルルールで公園の利活用を図る制度も創設されています。

●持続性のある管理

- 公共施設が経年し老朽化が進む中、人口減少や財源不足も進行することで、維持管理の負担は深刻な社会問題です。施設の長寿命化や機能再編の取り組み、管理の効率化などの必要性が高まっており、収益性の向上、費用便益分析等の視点も重要となっています。
- 民間資金やノウハウを活用し、都市公園の魅力向上や施設整備・更新を持続的に進める取組みが全国的に進められています。

●地域の再生や活力向上の拠点としての期待

- 少子高齢化や人口減少等に伴い地域コミュニティの弱体化も懸念されています。まちなかの公園や空き地、農地などの既存のオープンスペースが地域の課題解決に資する拠点として再生していくことが期待されています。
- 公園・緑地等のオープンスペースが、特色のある利活用により、地域コミュニティの生成の場や地域活性化の拠点となり、地域の魅力や価値の向上に寄与する事例も増えています。

安里川流域の治水対策として整備された真嘉比遊水地。普段は市民のレクリエーションの場として活用されている。まちなかの緑が防災・減災として活用されているグリーンインフラの事例のひとつ。

南池袋公園（東京都・豊島区）では地域住民や地元の民間事業者、行政等により構成された管理運営組織により運営が行われており、カフェの売上げの一部が地域貢献費として公園の運営に使われる仕組みとなっている。地域の魅力向上にもつながる公園リニューアル整備の好事例。

緑ヶ丘公園の活用をキーワードに地域コミュニティの活性化を図る活動をしている市民団体「チームまちなか」のみなさん。公園を舞台に様々なイベントや講座を企画している。

公民館のない曙地区に移動式屋台型の「パーラー公民館」を開設したユニークな試み。公園というオープンスペースが地域の抱える課題に取組む場として活用されている。（曙公園）

６．緑のまちづくりへの課題

那覇市の緑をめぐる状況は以下のようにまとめられます。ここから、緑のまちづくりを進めるにあたっての課題を整理します。

【状況／那覇市の持つ緑のポテンシャル】

- 亜熱帯島嶼性の風土に立脚した固有のみどりと生態系が存在
- 風水思想を取り入れた歴史的な都市構造があり、緑の骨格として共有されている
- これまでの緑化施策に基づき、各分野での取り組みが成果を生んでいる
- 歴史文化に根差した広場やグスク、拝所、古墓などがまちなかに多数存在
- 市民の緑化活動やその顕彰の進展（景観賞など）
- 公園の整備が図られてきている

【状況／那覇市の緑の問題点】

- 開発が旺盛で緑地の減少傾向が続く。また緑を新たに創出する余地が限られる
- 緑の骨格と位置づけられている斜面緑地等に対し、効果的な保全策が導入できていない
- 開発や外来種の影響などで良好な生態系維持が危ぶまれる
- 長期未整備の都市計画公園がある。整備後長期間経過した都市公園も多く、老朽化や市民ニーズとの不調和がみられる
- 管理不足の緑が目立つ。特に道路では積極的に緑化を行ってきただけに維持管理の問題が増大している。官民連携もまだ十分とはいえない
- まちなかの緑が少ないエリアがある
- 実現の難しい目標値が立てられており、取り組みがあいまいになっている

【状況／新たな社会動向】

●緑の多機能性の再認識

- 自然環境を生かした社会資本整備（グリーンインフラ）の視点での緑の積極的な位置づけ。まちづくりの様々な場面で緑の機能を発揮させることが求められる

●公共緑地の柔軟な活用

- 地域住民や市民団体、民間事業者の新しい活動の場として、公共緑地の積極的かつ柔軟な活用が求められる
- そのための仕組みづくりや担い手の育成が必要

●地域の再生や活力向上の拠点としての期待

- 少子高齢化や都市再編の中、さまざまな社会問題の解決の足がかりとなる場として、多様な緑のオープンスペースの活用が期待される
- 地域の特性を生かした公園や緑地、緑を都市の魅力要素として活用する動き

●持続性のある管理

- 限りある予算のなかで、緑を良好な状態で維持するための管理の工夫が必要
- 収益を組み込んだ管理運営、民間のノウハウを積極的に取り入れた整備・運営の動き

【那覇市の緑の課題】

●緑を守る（保全）

- 本市は現在も都市開発が活発であり、緑が減少する傾向にあります。そのため、緑の減少を抑制することが重要な課題となります。
- 骨格を成す緑やまちなかに残る貴重な緑を保全するため、より効果的に緑を担保できる保全施策を検討する必要があります。
- 生物多様性などの観点からも今ある緑の価値を再認識する必要があります。また生態系や貴重な自然を守るため在来種の育成や外来種対策も課題となります。

●緑を増やす（緑化）

- 本市で取り組んできた水と緑にかかる各分野の施策には、まだ途上の事業も少なくないため、これまでの成果を踏まえて引き続き緑化施策を進める必要があります。
- 市域の大部分が市街地化した本市では、新たな緑地を増やすのは容易ではないため、緑視率を高める壁面緑化など立体的に緑を評価するような工夫も必要です。また維持管理上の課題により逆に緑を減らす動きも目立つことから、気象・敷地条件、管理コスト・担い手不足などさまざまな制約のある中でも、行政・市民・事業者といった各主体が取り組みやすい緑化のあり方や維持管理方法の工夫が必要です。
- 緑の多機能性を再認識し、良好な景観形成や温暖化抑制、生物生息拠点の創出などの効用を積極的にまちづくりに活用することが課題です。

●緑をつかう（活用）

- 老朽化した都市公園は、子育てや高齢化、コミュニティの育成といった地域の課題を踏まえつつ機能や配置の再編やリニューアルを進めることが課題です。
- まちなかの多様なオープンスペースを有効に生かし、魅力的なまちづくりを進める必要があります。ことに亜熱帯特有の水辺や景観、歴史・文化資源を成す緑は、那覇らしさを感じられる要素として積極的に生かすべきものです。
- また将来的に到来する人口減少時代も見据えた都市の再編においては、民間のオープンスペースや空き地なども対象に、有効に活用する取り組みが必要となります。
- 緑やオープンスペースを使いこなすためには、従来の枠組みにとらわれず民間活力を生かし活用の幅を広げることも必要です。これまでの試行経験を生かして本格的な展開を図るとともに、そのための体制づくりや、市民の理解を得ていくことが課題となります。
- グリーンインフラの視点に立ち、緑を積極的に活用した、持続可能な災害に強いまちづくりを展開していく必要があります。

●市民や事業者との協働

- 緑のまちづくり推進に向けて、行政と市民・事業者が連携した活動を続けていく必要があります。そのためには、地域の特徴に合った柔軟な取組や、協働の仕組みづくりを行うことが課題となります。
- 市民や事業者の緑化への意欲をより高め、バックアップする取り組みが必要です。

第３章　緑の基本計画の目標

１．計画の基本理念

1850 年代に那覇を訪れた外国人らの記録では、那覇には「この世でもっとも豊かな田園風景が広がっている」と称賛されています。緑したたるまち並み、きれいに耕された畑、点在する樹林、泉のそばの涼しい木陰…といった風景描写から、かつての那覇は自然と調和した美しい緑が豊かなまちであったこと、またその緑は人のきめ細かな管理のもと維持されていたことがうかがえます。

そのような豊かな風景も、沖縄戦で焦土となり、戦後の急速な市街化の波を受け大半が焼失してしまいましたが、那覇市ではその後のまちづくりにおいて緑の重要さをいち早く認識し、自然と歴史･文化の融和した風土を生かし、緑を育むまちづくりに取り組んできたところです。

前『那覇市緑の基本計画』では、「県都那覇の風格を緑で創り、ひいては環境と共生する市街地形成」を主要なテーマとし、基本理念を「みんなでつくる　みどりのまち　美ら那覇」と定めました。

改定にあたり、これまでの取り組みを振り返るとともに緑を活かすという視野の広がりや新たな社会動向等を確認しました。これまで同様、緑を守り、育てるという計画の根幹は変わるものではなく、引き続き取り組むべき揺るぎのないものです。緑を介した協働のまちづくりを実践し、魅力溢れる亜熱帯庭園都市の形成を目指し、新たな基本理念を掲げます。

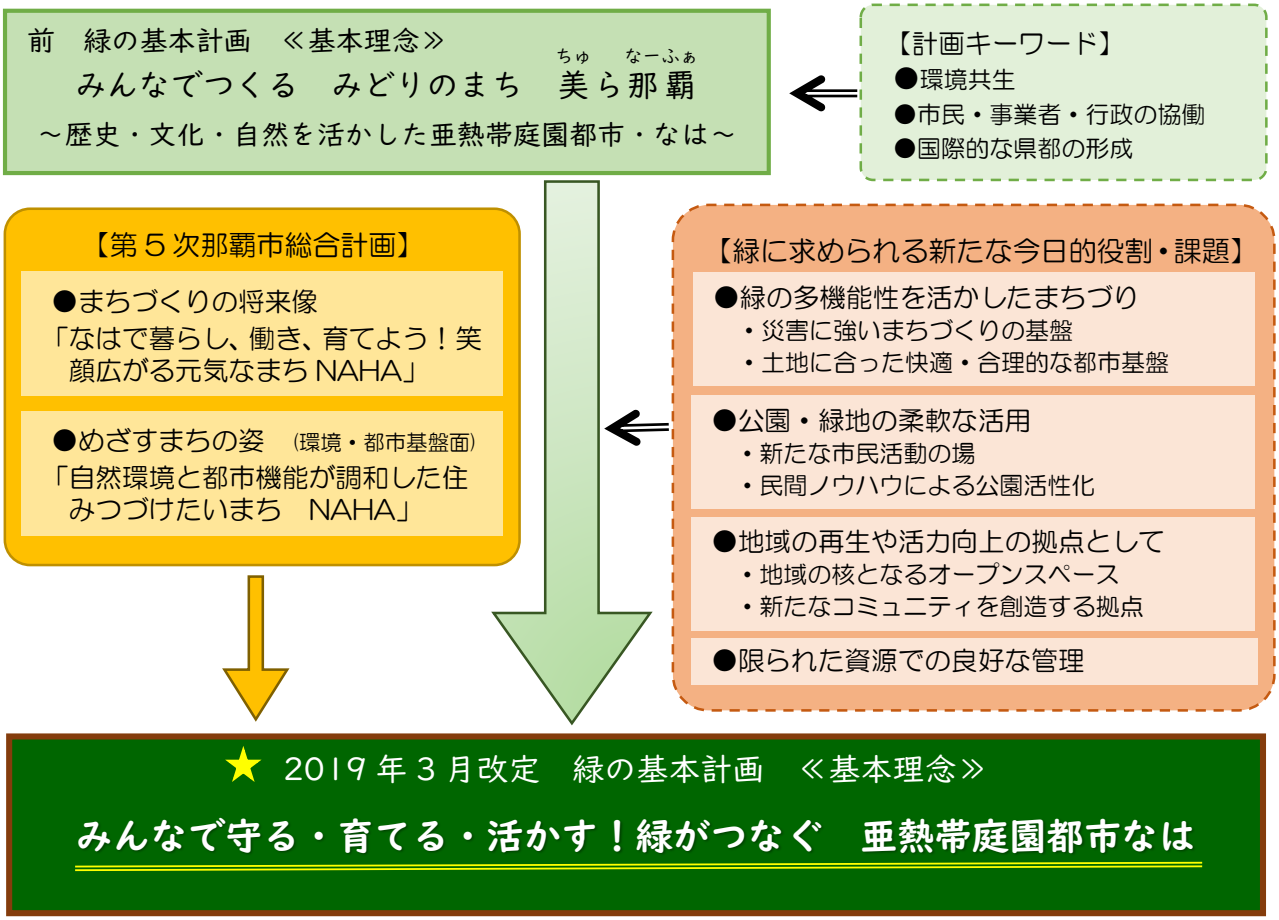

２．緑の将来像

基本理念が実を結んだときの那覇のみどりの将来像を、次のように描きます。

（１）亜熱帯庭園都市の名にふさわしい、環境を活かした魅力的なまち

◆ 那覇市の骨格を構成する地形や緑、水系が守られ、那覇らしさの基盤となっている。

◆ 亜熱帯ならではの特色ある花や緑がいきいきとまちを彩る。また、風土に育まれた知恵が生かされ、まちの魅力の源泉となっている。

◆ 緑やオープンスペースが厳しい暑さを和らげ、快適な環境を生んでいる。

（２）緑を介していきいきした交流が生れるまち

◆ 海辺、丘陵地、まちなか、それぞれに特色ある公園が立地し、市民や観光客に多様な楽しみ方を提供している。また身近な公園が充実し、市民が日常的に親しんでいる。

◆ 公園や拝所、水辺、農地などの身近なオープンスペースは地域コミュニティのつながる場となっている。伝統的なコミュニティのほか、緑地を介した新たなコミュニティやふれあいが生まれている。

◆ 公園やオープンスペースが柔軟に活用され、市民やまちの活力が高まっている。

（３）暮らしやすく持続性のある健やかなまち

◆ 緑やオープンスペースが適所に配置され、災害を防ぐ力や再生する力が高いまちになっている。

◆ 自然環境や生態系バランスの安定性が高まり、人と生物がともに健やかに暮らせている。

◆ 限りある財源においても、メリハリをつけることや環境や特性に合う資源の活用、管理方法の工夫などによって、将来にわたり良好な緑を維持できている。

３．計画の基本方針

那覇市の目指す緑の将来像に向けて、具体的な方針を定めます。前計画が示した大きな方向性を受け継ぎつつ、これからの緑のまちづくりに向けた方針を定めます。

A．緑を守る

守

―緑の骨格を保全し、まちを緑と水で取り囲む―

緑の骨格をなす末吉の杜

・市の骨格的地形の基盤をつくる石灰岩台地周縁の緑は、那覇市の貴重な自然の拠点となっており、重要な歴史文化資源も多く立地します。また水源涵養や防災上の観点からも重要な存在です。これを本市の緑の骨格、クサティ森（ムイ）と位置づけて保全を推進します。
・地域に点在する御嶽や井泉、大木など既存の緑の保全を図ります。
・市内を流れる河川と、市域西側に広がる東シナ海も、本市の環境と景観を構成する資源として重要なものです。緑と水で取り囲まれた亜熱帯庭園都市の実現のために、良好な状態での保全を図ります。
・緑は人間だけのものではなく、生き物の生活拠点としての役割もあります。人と生き物がこれからもともに生活できるように、多様な生命を育む自然地の保全につとめます。

B．緑をつくり育てる

育

―緑と水のネットワークで、市内の緑をつなぐ―

城岳のガジュマル

・緑や水は、単独ではなく“つながり”を持っていることが本質的な特徴です。緑の多面的な機能を十分に発揮できるよう、市域の大部分が市街化された那覇市においても、分断されがちな緑のネットワーク化を図ります。
・そのために、緑の拠点となる公園や緑地の充実を図ります。新たな整備のほか、公園のリニューアル整備も緑の拠点性を高める重要な機会です。
・拠点と拠点をつなぐ役割を果たす川や水辺の緑、道路植栽などライン状の緑をつくり育て、緑のネットワーク網の充実を図ります。
・市域全体が庭園都市となるように、公有地のみならず民地の緑化を促進し、まちかどの緑を増やすことで、面として緑の充実を図ります。
・緑はまちのあらゆるところに存在します。もっとも身近な環境を心地よく美しいものとし、だれもが住みたくなるまちづくりをすすめます。

C．緑を活かす

―緑のオープンスペースを活用し、魅力あるまちをつくる―

活

防災デイキャンプ（緑ヶ丘公園）

・緑のまちづくりを推進するためには、緑の整備とともに、継続的に管理していくことが大変重要です。公共の緑について持続的かつ良好な管理を計画的に進めていきます。
・公園それぞれの特質を生かしながら魅力を高め、また、都市の資源として有効に活用するため、公園のより柔軟な活用を推進します。
・施設の老朽化や少子高齢化等を受け市民や地域のニーズに合わなくなった公園においては、機能や配置の再編、リニューアル整備を推進し、都市公園の質を高め、地域課題の解決に取り組んでいきます。
・公園のみならず道端の小広場、水辺、農地、空き地などさまざまなオープンスペースの活用を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。
・インフラ整備に緑を生かし、まちの防災機能の向上や、循環型社会の実現を目指します。

D．緑の絆をつなぐ

―緑のまちづくりを市民・事業者・行政の協働で進める―

協

トックリキワタ天野株（新都心公園）

・緑のまちづくりの整備や管理にあたっては、公共空間を扱う行政が率先して実行することはもちろん、市民や事業者との協働を積極的に進めます。
・市民が緑への関心を高め、緑に触れ親しめるよう、交流の機会や情報発信の充実を図ります。
・民有地の緑地保全や緑化推進における協働、公共空間における維持管理とより柔軟に使いこなすための協働などを推進するため、関係者間の連携の強化を図るとともに、多様な立場の人々が主体性を持って参画しやすい体制づくりを推進します。

４．みどりのまちの実現に向けた具体目標

（１）都市公園等に関する目標

①都市公園等の規模目標

都市公園や営造物公園は、着実に整備を進めていくことを目標とします。都市計画決定済みでありながら長期未整備の公園等については、今後計画の見直し等も含めて検討します。

	現況 2016 年度末	中間目標 2027 年度	長期目標 計画決定面積
都市公園供用面積	183.27ha	214.44ha	274.23ha
同　1 人当たり面積(人口 323,309 人)	5.67 ㎡	6.63 ㎡	8.48 ㎡
都市公園等※　供用面積	200.61ha	231.78ha	291.57ha
同　1 人当たり面積(人口 323,309 人)	6.21 ㎡	7.17 ㎡	9.02 ㎡

※都市公園等:都市公園に営造物公園(港湾緑地、児童遊園)、その他緑地を含めたもの
※面積と人口は第5次那覇市総合計画で用いられている 2016 年度末の値を基準に表示。

②身近な緑の量や質に関する目標

緑豊かで質の高いまちを目指す上で、身近な緑に市民が実感として満足できているかの満足度を指標とし、これを高めることを目標とします。

	現況 2018 年度末	中間目標 2027 年度	長期目標 2037 年度
住んでいる地域の花や緑に関する市民満足度 (「満足」「まあ満足」の合計値)	53.0% (平成 30 年度市民意識調査)	56.5%	60.0%

③公園等の質に関する目標

老朽化しニーズに合わなくなった公園のリニューアルを計画的に行っていきます。

街区公園等の小規模公園については那覇市公園施設長寿命化計画に基づき、施設の更新を進めるとともに、近隣公園以上の比較的規模の大きな公園については、整備メニュー等の検討を行い、リニューアル整備を進めていきます。

	現況 2016 年度末	中間目標 2027 年度	長期目標 2037 年度
近隣公園以上のリニューアル整備の件数	0公園	2公園以上に着手	合計5公園以上に着手

（２）緑の保全や創出を担保するしくみに関する目標

①地域制緑地等の導入面積

法令や条例などに基づき、開発の一部規制や緑化基準の設定によって緑を担保する仕組みを活用し、これらを導入するエリアを増やすよう検討していきます。

	種類	現況指定面積／2017 年度末		長期目標 2037 年度
		面積	備考	
地域制緑地	風致地区	112.9ha	2 箇所	拡大可能性の検討を行う
	鳥獣保護区特別保護地区	77ha	2 箇所(一部豊見城市。面積未控除)	
	保安林	5ha	―	
	緑地保全地域	―	―	制度導入可能性の検討を行う
	緑化地域	―	―	制度導入を検討する
その他	緑化率を設定した地区計画地区	53.8ha	8 地区	現状以上
	都市景観形成地域	32ha	3 地区	

②敷地緑化目標

各敷地での緑化基準を定め、開発・整備等の機会に緑化誘導を行うことで、官民を問わずまち全体で、既存の緑の保全や新たな緑の創出を図っていきます。

対象		緑化基準
公共	公共公益施設	･敷地の 30%以上の緑化 ･接道部の 70%以上の緑化
	道路	･歩道幅員 3m 以上は 2m の有効幅員を確保し、残りを中･大型種の街路樹を植栽する。 ･歩道幅員 3m 未満は 2m の有効幅員の確保を前提に緑化を図る。 ･歩道を確保できない道路や歩道幅が狭く植栽が行えない道路では、沿道残地で高木や草木による緑化を図り、沿道宅地の緑化を促進する。 ･既存道路の改修にあたっては個別の道路環境に応じて適切な緑化に努める。また良好な既存木は保全に努める。
	河川･海岸等の水辺や御嶽･拝所等	･可能な限り、敷地及びその沿道を樹木で緑化し、緑量の確保を行う。
民間	宅地 （住宅、事業所等）	･敷地の 10%以上を緑化。 ･接道部の 50%以上の緑化。
	駐車場 （建物付帯ではないもの）	･接道部は可能な限り緑化に努める。 ･大規模駐車場においてはさらに緑陰樹を配置するよう努める。

※風致地区など、別途緑化基準が定められた地区においては当該基準に従う

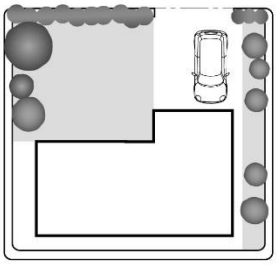

緑化率 = 緑化面積 (　　)÷ 敷地面積

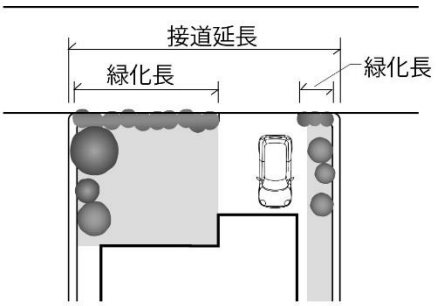

接道緑化率 = 接道部緑化長 ÷ 接道延長

（3）緑の基礎的な量の目安

現在の市域全体に占める緑の量・割合は以下のとおりです。2 章で整理した現況を踏まえ、緑地の量はおおむね現状を維持することを目指します。

項目	内容	緑地面積	市域に占める割合
自然的土地利用の面積 （H28 都市計画基礎調査）	農地 山林水面 その他の自然地	267.58ha	6.76%
都市的土地利用のうち、公園緑地面積 (H30.3 時点の都市公園都市計画決定面積＋造営物公園等の計画面積) ※都市計画決定面積には未供用部分が含まれるが、その大半は実態として緑地であることからこの値を採用	都市公園 造営物公園等	295.93ha	7.48%
都市的土地利用のうち、自衛隊用地及び那覇空港に占める緑被面積(面積は H25 年度那覇市みどり現況調査に基づく)	芝･草地　220.8ha 樹林地　35.5ha	256.3ha	6.5%
合計		819.81ha	20.72%
うち重複区域	都市公園と水面	28.41ha	
計(重複面積を控除)		791.40ha	20.00%

第４章　緑の配置方針

１．系統別緑地配置方針の設定

緑のまちづくりの基本方針は、みどりとの関わり方の観点から、「守る、つくり育てる、活かす、絆をつなぐ」の 4 つを定めました。ここでは、緑をどのように配置するかの方針を定めるにあたり、緑の持つ機能に応じた、空間的な配置の考え方を示します。

緑の機能は、「環境」「防災」「レクリエーション」「景観」の大きく 4 系統に分類できます。

（１）環境系統

【考え方】

○生態系バランスや安定性を向上させるビオトープネットワークの強化

・拠点的自然地（自然度が高く、一定規模以上の緑地、特定植生群落、鳥獣保護区等）の保全

・コリドー（回廊）の確保と多自然型整備による質の向上

○ヒートアイランドを抑制し都市の快適性を高める

・緑地や水面の連続による“風の道”の確保

・学校等公共施設を中心とした緑化の充実

○地下水涵養に資する樹林地・原野の保全

・高台を中心に水源を涵養する緑地を確保

○まち全体での緑による環境向上［市域全体］

・各敷地における屋敷林保全や緑被率向上による、ビオトープネットワークの充実、ヒートアイランド抑制と低炭素化、地下水涵養、公害防止

■環境系統の緑地配置方針図

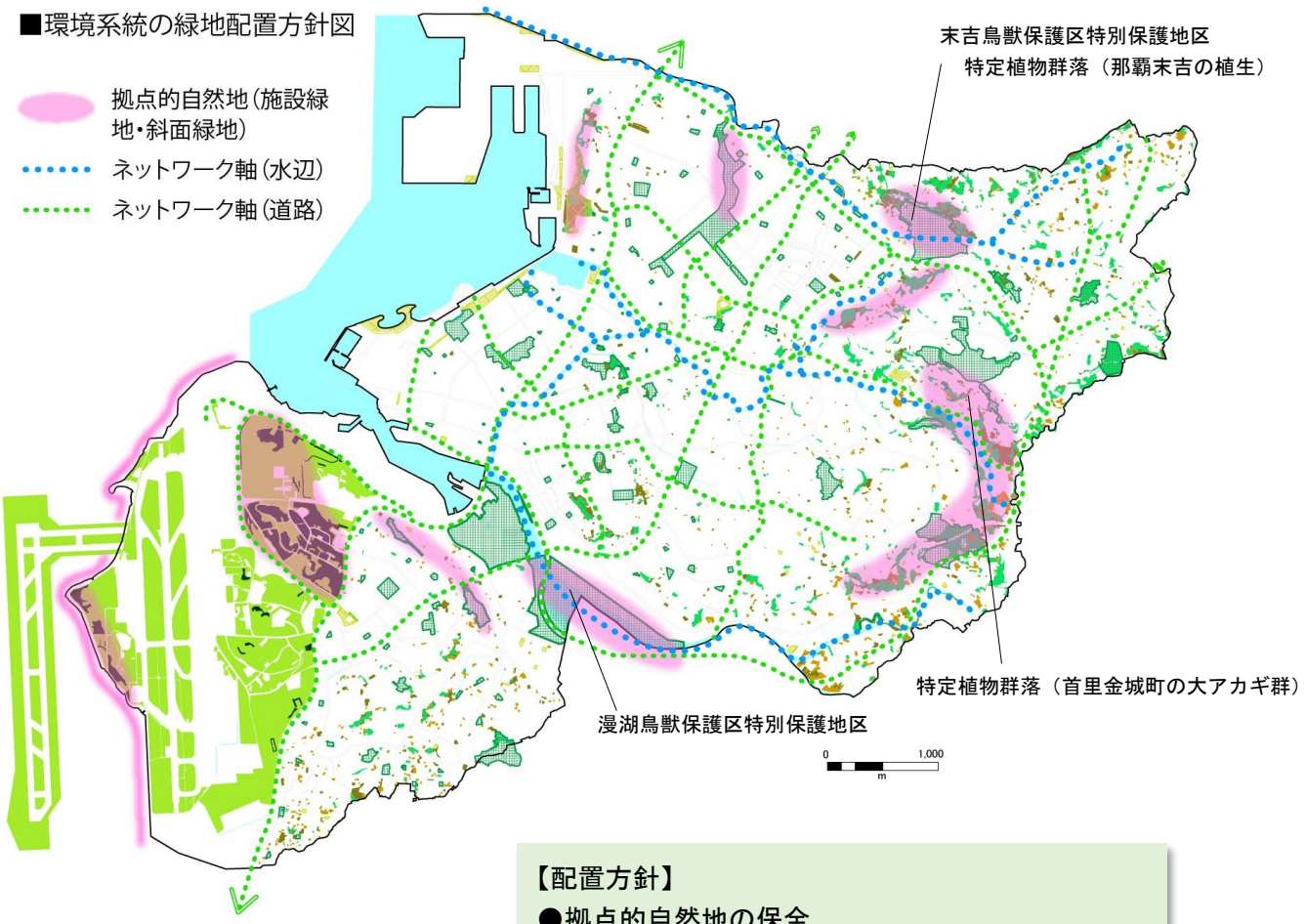

【配置方針】

●拠点的自然地の保全

●拠点をつなぐネットワーク軸の確保と自然度向上

（２）防災系統

【考え方】

○自然災害リスクの軽減に資する緑地の確保

・斜面緑地の保全：土砂災害を防ぐとともに琉球石灰岩層等を生かし、洪水調節機能を高めるため、できる限り緑地として保全を図り、災害に強いまちづくりをめざす

・河川浸水の想定される低地部の緑地化推進：遊水地や河川敷、緑地等オープンスペースとしての利用を推進し、被害の軽減に努める

○防災拠点・避難空間の充実

・災害発生時の避難場所や防災活動拠点としての公園緑地の充実：市防災計画と連携し、防災公園の不足地域の解消を図るとともに、各公園の安全性向上や防災機能の強化を図る

・延焼防止帯や避難路となる幹線道路は緑地軸として緑化充実を図る。

○身近な緑を通じた災害に強いまちづくり［市域全体］

・拝所や墓地の緑、屋敷林、井泉は災害防止や緊急時に有効であり、保全に努める。

・災害時の安全性向上や避難路確保のため、公共施設・民間施設を問わず、ブロック塀から生垣への転換を推進する。

■防災系統の緑地配置方針図

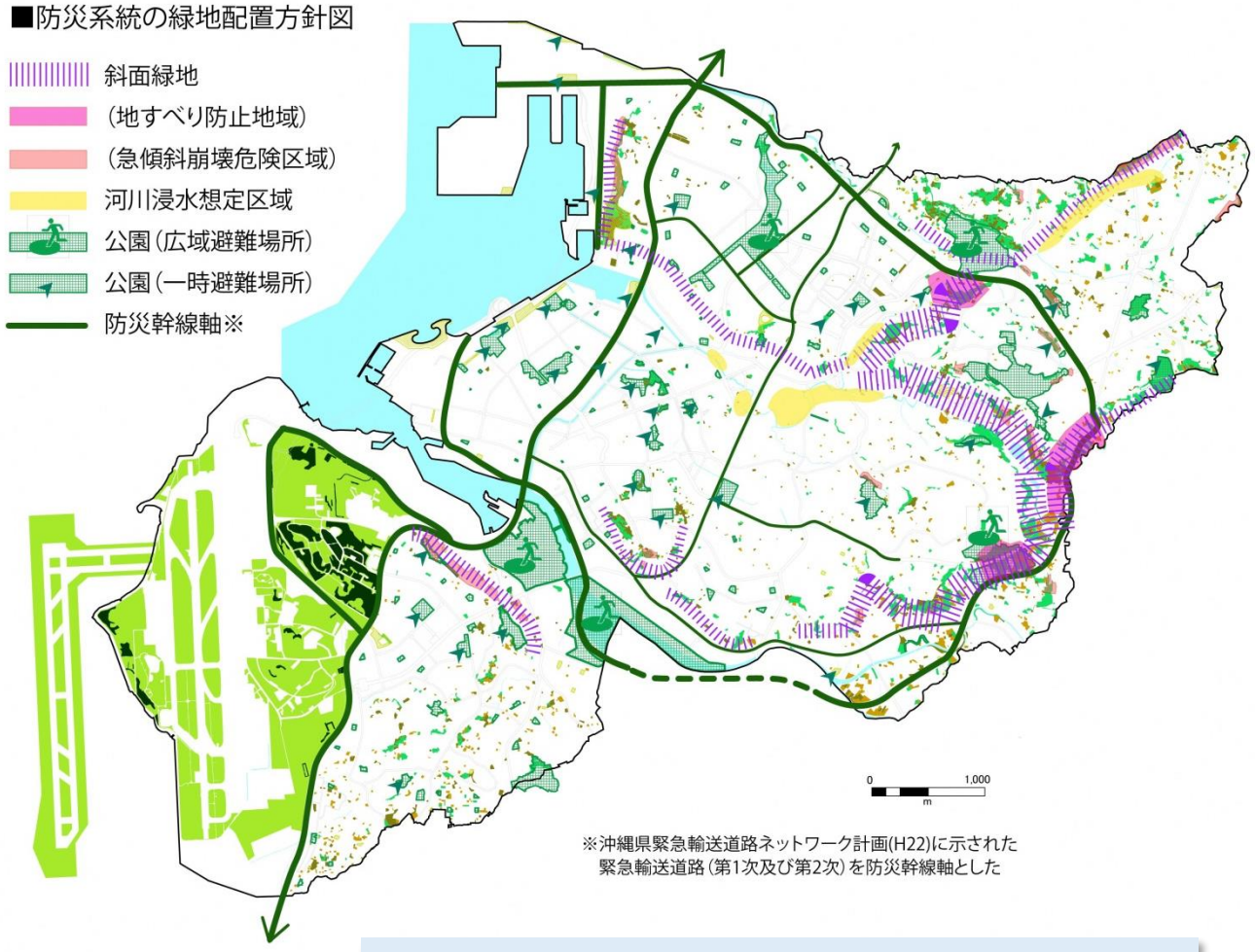

【配置方針】

●斜面緑地の保全　　●浸水予想地域の緑地化推進

●防災拠点となる公園の充実　　●防災ネットワークの充実

（３）レクリエーション系統

【考え方】

○那覇の魅力を高める公園緑地の整備・充実
- ・大規模な公園の整備継続とリニューアル整備の推進
- ・自然、歴史等、特色あるテーマ性を活かした公園緑地整備
- ・公園の特性に応じ、民間活力の活用も視野に入れた適正な管理・運営体制の構築
- ・歴史の道、緑道ネットワーク、水辺ネットワークなどまち歩きを楽しめるルートの整備

○身近なレクリエーションや交流活動の場の整備・充実
- ・身近な公園が不足する地域の解消
- ・少子高齢化やコミュニティの生成など地域の社会課題に対応した公園の機能再編・再整備
- ・現代のニーズに合った遊具等の更新と適切な維持管理
- ・中心市街地における緑の充実、街の魅力・価値の向上

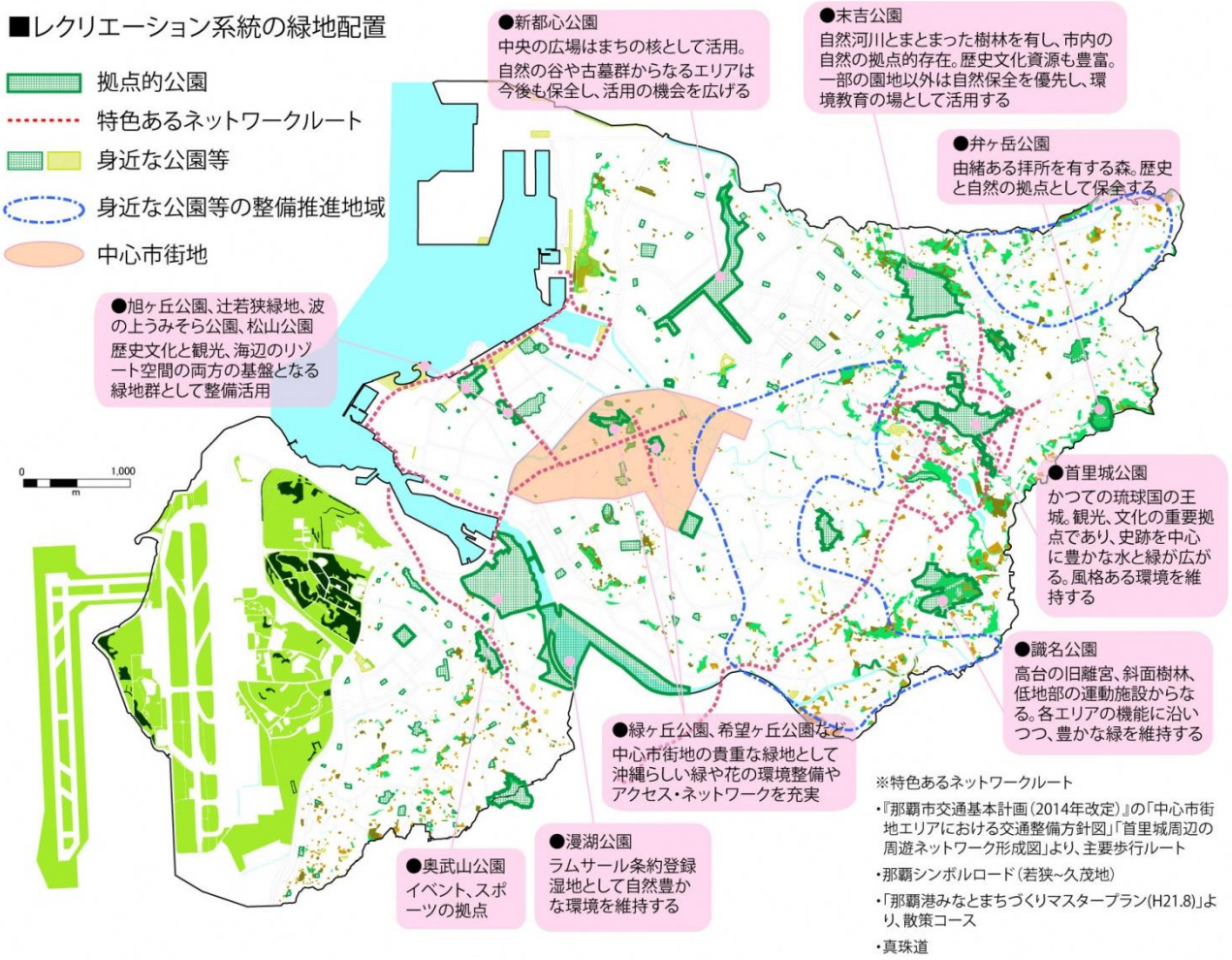

【配置方針】

●拠点的公園・特色ある公園の継続的整備
●特色あるネットワークルートの整備
●身近なレクリエーションの場の整備・充実
●地域の課題に対応する公園の整備・再編・再整備

（４）景観系統

【考え方】

○那覇の誇る自然的・歴史的景観の保全と活用

・スカイラインを形成し、緑視率を高める斜面緑地の保全

・水際の潤いある景観の保全・創出

・指定文化財はもちろんのこと、指定されるには至っていないまちなかの史跡、御嶽、拝所、井泉、馬場、門中墓、屋敷林など緑と一体となった歴史的景観・集落景観の保全と継承

・歴史的眺望点と眺望景観の保全

○美しいまちなみ景観の創造

・那覇市の玄関口となる主要交差点の重点的緑化

・シンボル性の高い空間の重点的緑化

・景観軸となる主要道路（モノレール路線を含む）の重点的緑化

○まち全体での緑による景観向上［市域全体］

・各敷地における屋敷林保全や緑化による景観向上

■景観系統の緑地配置

【配置方針】

●スカイラインを形成する斜面緑地の保全

●水辺景観の保全・創出

●ゲート空間・シンボル空間の緑化修景

●歴史的文化的景観の保全再生

●景観軸となる主要道路の重点緑化

２．緑地配置総合計画図

那覇市の目指す緑の配置について、総合計画図としてあらわしたものです。
基本方針に基づき、「市の緑の骨格を守る」「緑をつくり育てる」対象地を示します。

■緑地配置総合計画

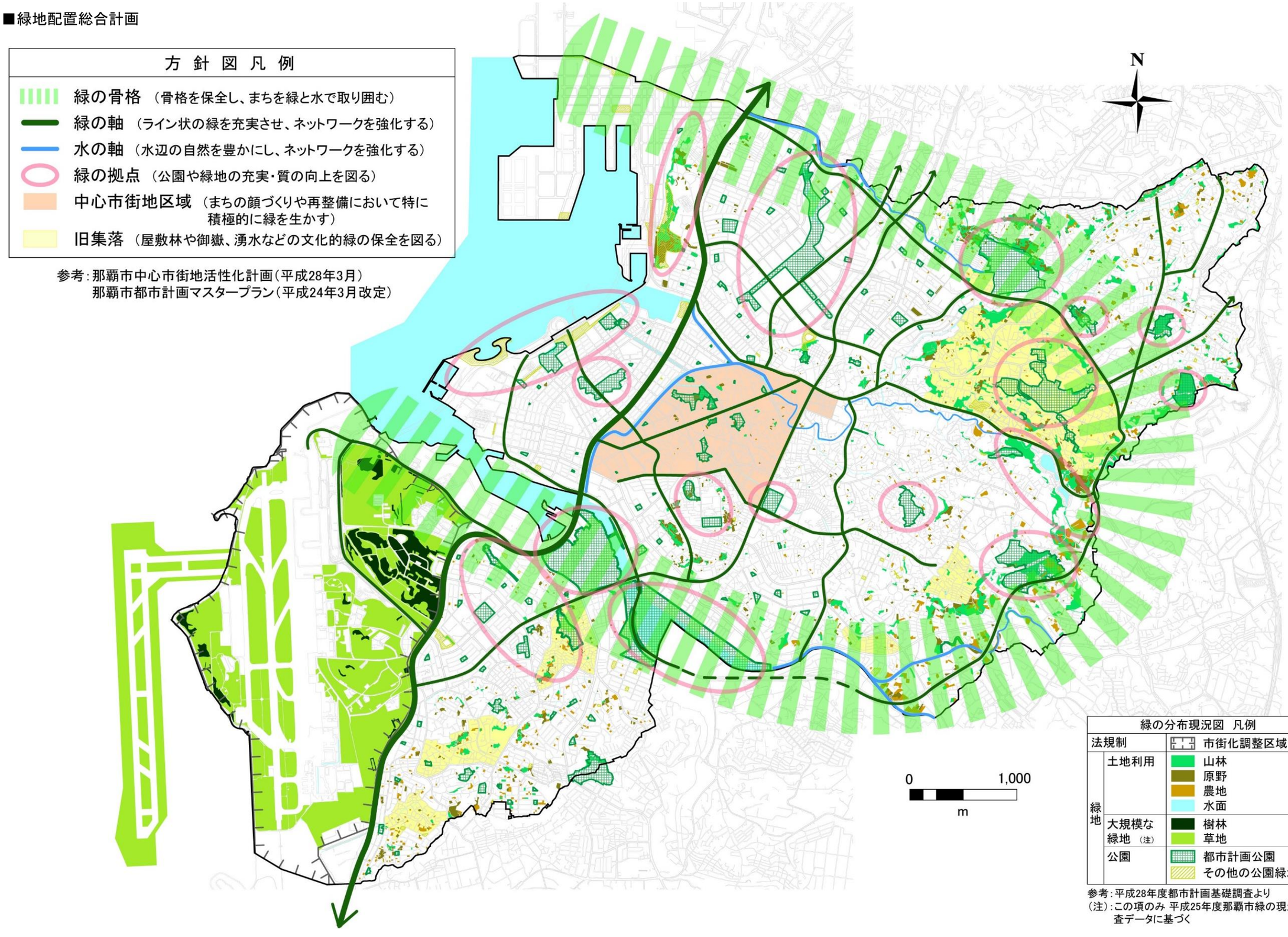

参考：那覇市中心市街地活性化計画（平成28年3月）
那覇市都市計画マスタープラン（平成24年3月改定）

参考：平成28年度都市計画基礎調査より
（注）：この項のみ 平成25年度那覇市緑の現況調査データに基づく

３．緑化重点地区の設定

緑化重点地区とは、緑の基本計画で定めることのできる項目の一つとして位置づけられた地区です（都市緑地法第 4 条第 2 項第 8 項「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」）。

○緑化重点地区の対象例

駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し住民意識が高い地区、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等

○緑化重点地区において講じる緑化政策の例

緑地協定及び市民緑地契約の締結、公共公益施設の緑化、地区計画等の区域における緑化率規制、緑化施設整備計画の認定、民有地緑化に対する助成、都市公園の整備等

（都市緑化法運用指針より）

前計画においては、緑化重点地区として「那覇中心市街地地区」「宇栄原地区」を設定していました。

改定にあたり、緑化重点地区の範囲を那覇市全域に拡大します。

本市は市域における緑被率が 20.0%と少なく、今後、新たにまとまった緑地を確保することは極めて困難な状況です。市域のほとんどが市街地化しているといえる本市において、安全・安心かつ持続可能で魅力的な地域社会を築いていくためには、市全域で緑化に取り組んでいく必要性があります。

このことから、市民、事業者、行政のすべてが、緑化に対する意識を高めて協働で取り組む機運を促すことを目的とし、範囲を拡大するものです。

那覇市全域を緑化重点地区とする

緑化重点地区において講じる個別の緑化政策は、規制等を伴う場合もあり、市民や地域の理解と協力が必要不可欠であることから合意形成を重ねながら取り組んでいきます。

公共事業においては、積極的に緑化に取り組んでいくことはもちろんのこと、市民緑地や緑地協定などの法制度を活用した取り組みから、花いっぱい推進運動のような日常の緑化に係る活動まで、市民・事業者からの提案や地域の機運の盛り上がりに対し積極的かつ柔軟に取り組んでいきます。

4．地域別重点方針の設定

那覇新港周辺地域

●緑を守る
・天久緑地の整備を進めるとともに斜面緑地を保全する。

●緑をつくり育てる
・密集市街地に公園が少ないため、市民緑地など多様な制度を活用して身近な緑地の創出を図る。

●緑を活かす
・交通動脈としての役割がますます大きくなることから、引き続き幹線道路やこれに面した港湾緑地の緑化充実を図る。

那覇中央地域

●緑を守る
・まちなかに残る、歴史文化資源と一体となった緑を保全する。

●緑をつくり育てる
・中心市街地の再整備とともに、未完成の公園整備の推進、公共公益施設や主要な民間施設の緑化誘導に力を入れ、魅力的なまちづくりを進める。

●緑を活かす
・まちなかの立地を生かした公園の再整備や多彩な活用を進める。

那覇西地域

●緑を守る
・海岸の健全な緑の育成に努める。

●緑をつくり育てる
・緑の連続するみなとまち那覇の顔づくりを継続する。
・既成市街地は緑が少ないため、建て替え等に伴う緑化誘導などを進める。

●緑を活かす
・特色ある公園緑地の活用を進める。

空港周辺地域

●緑をつくり育てる
・空港アクセス道路は沖縄へのゲート空間として引き続き良好な緑を演出する。
・良好な水辺景観形成とともに将来にわたり緑の拠点と位置付ける。

●緑を活かす
・幹線道路やモノレールからの緑の連なる景観を活かす。

那覇北地域

●緑を守る
・一部に残る斜面緑地の保全を図る。

●緑を活かす
・充実した公園緑地を今後とも良好な水準で維持・活用し、多面的な拠点機能を発揮させる。

●緑をつくり育てる
・地区計画の適正な運用により緑豊かなまちなみを育成する。
・緑化基盤が整った幹線道路は、良好な道路緑化のモデルとして充実した維持管理を継続する。

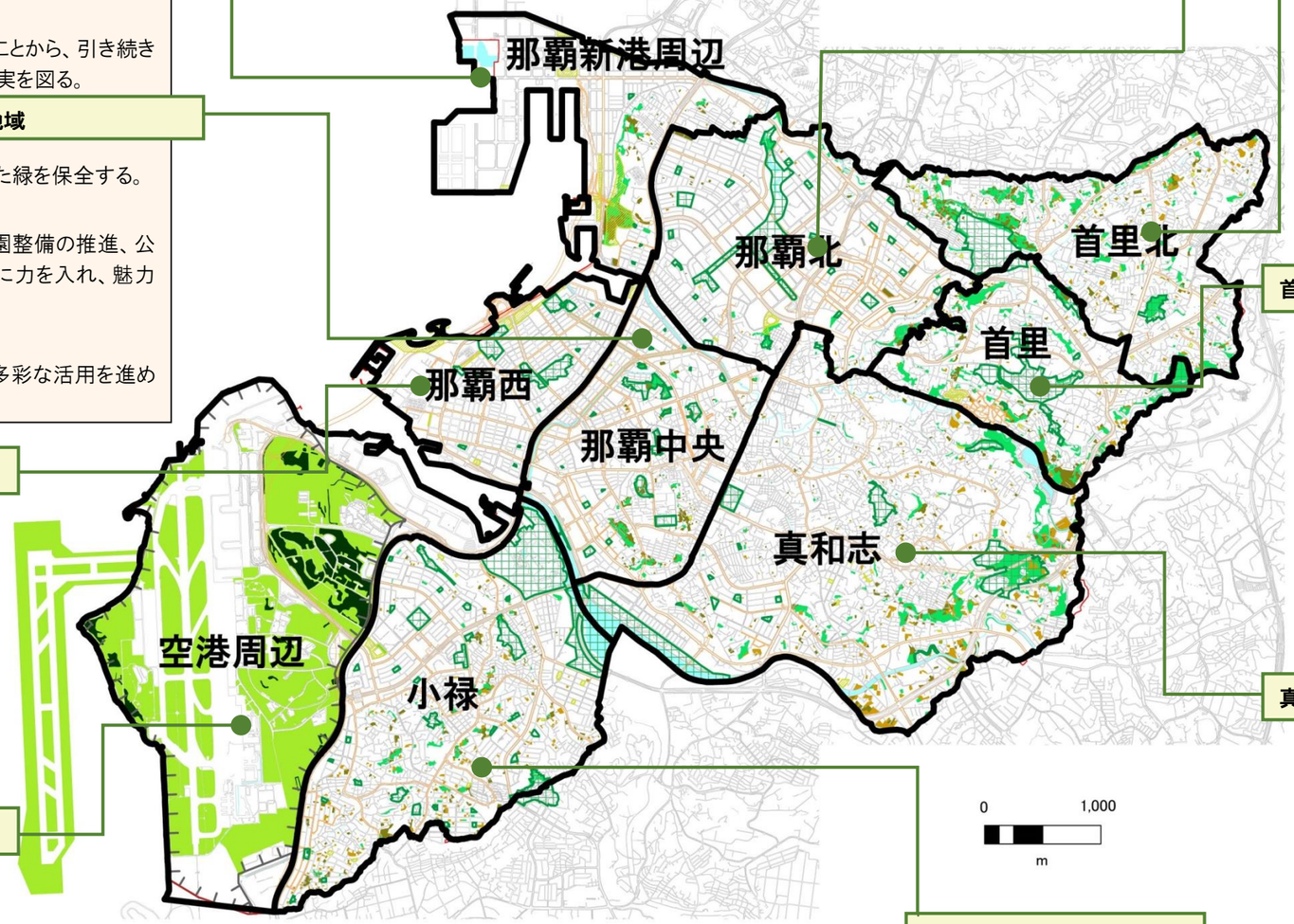

小禄地域

●緑を守る
・貴重な湿地を含む国場川と水辺の環境を保全する。
・がじゃんびらや森口公園の斜面緑地を保全する。
・門中墓や御嶽と一体となった緑を保全する。

●緑を活かす
・遺跡や古墓、地域の拝所を含む公園が多いため、地域とのつながりを生かした公園管理・活用を進める。

●緑をつくり育てる
・スポーツ・イベントの拠点である大規模な公園は関係機関と連携して再整備や活用を進める。
・大規模施設整備や市街地の修復に合わせ、都市公園整備やその他のオープンスペース整備に努める。

首里北地域

●緑を守る
・斜面緑地の保全に引き続き努める。状況に応じた制度・手法の導入を図る。
・市最大の自然の拠点となっている末吉の森の環境を維持し、環境教育への活用を進める。

●緑をつくり育てる
・歴史的景観スポットでありながら未完成の久場川公園、虎瀬公園などの整備を進める。
・身近な公園が不足する地域であるため、都市公園の整備および市民緑地など多様な制度を活用した緑地の創出を図る。
・モノレール延長に伴う沿道の緑化を推進する。

●緑を活かす
・点在する農地は都市との共生を図る。

首里地域

●緑を守る
・屋敷林、井泉、拝所、旧跡などを包括する歴史的なまちなみは、市民全体の財産として良好な状態での保全と再生、活用に努める。
・斜面樹林や谷は水と緑のビオトープネットワークの主要要素を構成しており、引き続き保全に努める。状況に応じた制度・手法の導入を図る。

●緑をつくり育てる・緑を活かす
・首里城公園を核とした歴史と緑を体感するルートネットワークの整備と活用に努める。

真和志地域

●緑を守る
・識名台地の北～東～南側にかけての斜面緑地は保全に努め、これらを含む公園においても積極的に保全を位置づける。また南側の斜面地一帯に立地する旧集落では、屋敷林や井泉、拝所などの資源やその環境を保全する。

●緑をつくり育てる
・身近な公園が不足するエリアがあり、市街地の修復に合わせた都市公園整備やその他のオープンスペース整備に努める。

●緑を活かす
・市民協働の公園運営を推進する。
・点在する農地は都市との共生を図る。

第５章　緑のまちづくり施策

１．施策の体系

那覇市の緑の将来像に向けて、４つの基本方針を定めました。
それぞれの方針に基づいた取り組みを、次のような体系によって展開します。

緑の基本計画改定　　施策構成

基本理念

みんなで守る・育てる・活かす！緑がつなぐ　亜熱帯庭園都市なは

将来像

（１）亜熱帯庭園都市の名にふさわしい、環境を活かした魅力的なまち
（２）緑を介していきいきとした交流が生まれるまち
（３）暮らしやすく持続性のある健やかなまち

A．緑を守る　―緑の骨格を保全し、まちを緑と水で取り囲む―

（１）緑の骨格を保全する

①骨格を形成する緑を重点的に守る
緑の骨格となっている斜面地や自然地における保全の強化を図る。

②周辺市町村との境界にある緑を守る
周辺市町村との連携により保全に努める。

③歴史・文化資源と一体となった緑を守る
関係課との連携により、指定文化財はもとより指定外の歴史・文化資源の緑も保全を図る。墓地の緑の保全も位置づける。

（２）水辺空間を保全する

①川辺の自然を良好に保つ
防災、生物生息環境、景観形成など多様な観点から水辺を適正に管理する。

②海岸の緑を強く良好にする
景観形成と防潮防風対策に向けて海岸付近の緑を保全する。

（３）地域固有の生態系の保全と回復を図る

①生物の生育環境を守る
固有の生物の生息環境を保全するとともに、特定外来種等の拡大を防ぐ。緑化における在来種の使用を推奨する。

②生物多様性都市の形成を目指す
緑の拠点が緑の軸で有機的に繋がるように緑を配置・整備する。市域全体がビオトープネットワークとして機能することを目指す。

B．緑をつくり育てる　―緑と水のネットワークで、市内の緑をつなぐ―

（１）緑の拠点を充実させる

①公園・緑地等の整備・リニューアルを推進する
整備中の公園は早期の完成を目指す。また主要な公園はそれぞれの特色を生かした魅力ある整備・リニューアルを進める。

②公共公益施設の緑化を推進する
身近な施設では積極的に緑化を促進する。多様な緑化技術を積極的に導入する。

（２）緑と水のネットワークを強化する

①美しく持続的な道路の緑をつくる
道路緑化に継続的に取り組む。整備の際は道路構造や立地環境を考慮し、適切な維持管理に努める。

②水辺を活かしたまちづくりを進める
水辺の親水性を向上させる取り組みを進める。水源確保のための緑地保全や水循環への取り組みを推進する。

（３）まちの景観を緑で整える

①緑が充実する仕組みをつくる
まちなみ全体で緑を充実させるための緑化制度の拡充や新たな制度の導入を図る。

②民間施設の緑化を推進する
住宅や事業所といった民間施設における緑化充実を推進する。緑化に関する支援制度の充実を図る。

C．緑を活かす　―緑のオープンスペースを活用し、魅力あるまちをつくる―

（１）魅力ある公園を目指した管理

①公園の質を高める維持・管理を推進する
公園リニューアルの計画策定及び整備を推進し、公園の魅力を高めるとともに、管理マニュアルを策定し、有効かつ適切な管理を進める。

②公園活用の幅を広げる運営に取り組む
各公園の特質をいかし、市民の活用ニーズに応えられる柔軟な管理運営を推進する。その一環として市民協働や民活導入を推進する。

（２）多様なオープンスペースの活用を促進する

①沿道・水辺のスポットを活用する
ポケットパーク、交通広場、水辺散策道など、まちかどのオープンスペースを心地よく整える。自然・歴史を感じる道路空間の維持やまちまーい事業との連携を図る。

②公共公益施設・公共用地を活用する
積極的な緑化充実やオープンスペースとしての活用推進を図る。

③民間オープンスペースの活用を促進する
公開空地や市民緑地など、民有地をオープンスペースとして活用する仕組みを生かし、有効な活用を推進する。

④農地・農空間の活用を促進する
農地その他、土とふれあう場の活用推進を図る。

（３）緑を活かしたインフラ整備

①緑空間を防災・減災に活かす
延焼遮断、防風・防潮、土砂災害や水害のリスク軽減、避難空間など、緑の多様な防災・減災機能を生かしたまちづくりを進める。

②環境資源の循環サイクルを構築する
雨水を活用した官民の基盤整備や廃棄草木のリサイクル等、資源循環サイクルの構築を進める。

D．緑の絆をつなぐ　―緑のまちづくりを市民・事業者・行政の協働で進める―

（１）市民と協働した緑のまちづくり

①協働での緑のまちづくりを実践する
公園の整備計画や管理に市民が参加する取り組みの充実を図る。

②協働ネットワークの充実によるまちづくり
緑を介した協働の機会を増やし、関わる品材を増やす。関係者間の交流促進やネットワーク形成を推進する。

（２）緑に関する情報の周知

①緑について学ぶ・触れる機会をつくる
緑への関心を高め、人づくりを推進する。自然地や畑、学習拠点施設を活用し、多様な学びの機会をつくる。

②市民・事業者への情報提供を充実させる
市民・事業者に向けた広報活動を充実し、緑化マニュアルやイベントなどの情報提供や緑の価値を伝える環境づくりを進める。

③顕彰制度の推進
都市景観賞等の顕彰制度を継続・活用し、市民の意欲を高める。

（３）緑のまちづくりに向けた庁内体制を強化する

①庁内連携体制を強化する
庁内連携体制を強化し、情報共有や新たな制度の検討を進める。

②緑・水・生き物に関する調査・研究を進める
自然環境調査の実施や、教育研究機関との連携により、基盤的な情報や知見の充実を図る。

③緑を介した国際協力・交流を推進する
ラムサール条約登録地としての国際交流推進、来訪者への緑の魅力の情報発信、SDGsの視点での緑の取り組みなどを図る。

２．施策の展開

Ａ．緑を守る　―緑の骨格を保全し、まちを緑と水で取り囲む―

那覇市の骨格を形づくっているのは、西側の海、北東の首里台地、その南の識名丘陵、国場川を挟んでさらに南西の小禄丘陵といった地形です。丘陵地には沖縄島南部特有の石灰岩由来の石灰岩提や段丘などが発達し、市街化が進む中で貴重な緑の帯を形成しています。湧水や河川も重要な自然地＝緑の軸＝となっています。

首里城をはじめとする多くの歴史文化遺産も人々の暮らす集落も、こうした自然風土の上に成り立ってきました。これらは那覇市らしい景観の基盤ともなっています。また連続性のある緑は、ビオトープネットワークとして生態系の面でも重要な役割をはたしています。

しかし県都那覇市では開発も旺盛であるため、まとまって残されてきたこれらの緑も少しずつ失われています。将来に受け継ぐべき緑として、これまでに講じられてきた保全策を継続するとともに、手立てがなかった箇所については各々の場所に合った保全策の導入を図ります。

（１）緑の骨格を保全する

①骨格を形成する緑を重点的に守る

緑の骨格を形成する斜面緑地や自然地においては、保全制度の強化・拡充や新たな緑の保全策の検討を推進します。

ア．斜面緑地保全に関する条例策定や風致地区の拡大、保全配慮地区の指定などを検討するとともに、開発行為や建築行為等に関する緑化規定の検証を行い、緑地保全や緑化に対する充分な指導に努める。

イ．特別緑地保全地区及び緑地保全地域の制度導入可能性について検討を行う。

ウ．防災上の観点から開発を規制する、急傾斜地崩壊危険区域や保安林等の指定は、土地所有者の理解のもと必要に応じて実施するとともに、緑の保全に資する管理がなされるよう努める。

エ．那覇市景観計画に示された眺望点や緑の景観資源の保全に努める。

オ．まとまった緑地を擁する公園では、生物を育む緑の拠点となるよう自然樹林を保全する。また立地や環境特性に応じ、在来種を主体とした緑の質の転換・向上に努める。

②周辺市町村との境界にある緑を守る

隣接する市町村との境界をなす河川や緑の空間は、隣接市町村と連携して保全に努めます。

③歴史・文化資源と一体となった緑を守る

市内に点在する御嶽や井泉等の歴史・文化資源には緑と一体的になったものが多くあります。指定文化財はもちろんのこと、指定外の歴史・文化資源の緑についても、所有者の管理協力のもと、保全に努めます。

ア．世界文化遺産登録を受けた首里城を中心とする首里杜地域や、やちむんの里の壺屋地域、末吉、識名、上間、国場、小禄、具志など旧集落の形態や屋敷林の残る地域においては、景

観の保全・継承に努める。

イ．歴史・文化資源（御嶽、井泉、石垣、ヒンプン、大木、屋敷林、景勝地等）は、その一部をなすまたはそれらを取り囲む自然環境とともに、地域と連携して保全に努める。

ウ．樹林地と一体を成す門中墓といった伝統的な墓地は、所有者の適切な管理のもと、緑の資源の一部として保全に努める。個人墓の建設においては、墓地建設禁止区域が設定されており、造成等無秩序な開発や市街地環境悪化の抑制に努める。

（２）水辺空間を保全する

①川辺の自然を良好に保つ

河川などの水辺は、防災上の安全対策を考慮した整備を進めるとともに、生物生息地としての質、親水性・景観性の向上を図ります。

ア．河川敷、ダム、遊水地等の水辺空間では、災害時の安全性を確保しつつ、多様な生物が生息し、市民が憩う豊かな空間となるよう、水辺本来の多様な機能や魅力を引き出せるような整備を推進する。

イ．ラムサール条約登録湿地である漫湖を擁する国場川水系では「国場川水系環境保全推進協議会」（那覇市、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、豊見城市、南風原町で構成）にて連携した環境保全を推進し、水辺環境の回復を図る。

②海岸の緑を強く良好にする

海岸線やその一帯では、在来種を生かした防風防潮に役立つ緑地帯の充実を図るとともに、人々の多く訪れるビーチ等の海浜ゾーンやそのアプローチは、亜熱帯に適した緑を活用し沖縄らしいリゾート感を演出します。

ア．海岸沿い一帯に存在する緑地は、防風防潮の役割を果たすとともに一部景観資源になっていることから、この機能と景観が今後も十分に発揮できるよう維持保全につとめる。新たに整備する場合は海辺の環境に適した在来種を活用し、健全で沖縄らしい景観整備を推進する。

イ．ビーチや海岸遊歩道、海岸緑地、旅客ターミナル周辺などはアーバンリゾートゾーンとして、親水性の高いレクリエーション機能を充実させるとともに、亜熱帯性気候に適した樹種を取り入れ沖縄らしいリゾート感を演出する。

ウ．貴重な水辺環境を残す大嶺海岸の自然豊かな干潟は市民のふれあいや自然観察の場として活用を図る。

（３）地域固有の生態系の保全と回復を図る

①生物の生育環境を守る

固有の生物の生息環境を保全する一方、在来種の生育に影響を与える外来種の分布拡大防止に努めます。緑化にあたっては在来種の使用を推奨します。

ア．生物調査を実施し、生物生息状況の把握に努める。

イ．鳥獣保護区指定区域や、在来種や絶滅危惧種等重要種・貴重種が確認されている緑地や水辺については、生物生息環境の維持・保全に努める。

ウ．生態系の破壊につながる特定外来生物・生態系被害防止外来種は、導入しないことは当然とし、適切な分布拡大防止対策や除去を推進する。

エ．緑化にあたっては、在来種の活用を推奨する。特に公園、道路など公共施設の緑化におい

ては、積極的に在来種を活用する。

オ．関係団体と協力し、在来種の活用に必要な生産体制や管理技術の向上を図る。

②生物多様性都市の形成を目指す

生物の生息拠点となる緑地（緑の拠点）の充実とともに、緑と水を有機的につなぎ、生物が行き来できるようネットワーク性を高めます。またさまざまな形の緑を確保することで、生物の多様性の維持を図り、市域全体がビオトープネットワークとして機能することを目指します。

ア．末吉公園、弁ヶ岳、首里城公園、識名公園、奥武山公園、漫湖等、一定規模を有する緑地や水辺、自然性の高い樹林地などは、生物の生息拠点として位置づけ、保全を図る。

イ．生物生息拠点どうしをつなぐよう、道路や河川、公園、緑地のみならず、学校や民有地のオープンスペースなど、まちなかの多様な緑を充実させることにより、ビオトープネットワークの向上を図る。

ウ．ネットワークを形成する道路や河川、公園、学校等の公共や民間のオープンスペースの整備にあたっては、生物の生息に適するよう多様性や連続性に配慮する。

Ｂ．緑をつくり育てる　―緑と水のネットワークで、市内の緑をつなぐ―

那覇市で緑の拠点となっているのは公園であり、その整備は充実してきていますが、まだ事業中の公園も多く、継続して事業を進める必要があります。

また、県都にふさわしい風格あるまち、亜熱帯の特性を生かした魅力的なまちをつくるために、沖縄らしいみどりを積極的に生かした顔づくりにも引き続き力を入れていきます。

さらに市民の身近な環境を豊かにしていくために、まちなかの緑を様々な形、様々な方法で増やすことを目指します。

これらの公園や緑地、オープンスペースの創出・整備にあたっては、防災や環境緩和、景観、レクリエーション、生態系と多面的な機能を発揮できるよう配慮します。

（１）緑の拠点を充実させる

①公園・緑地等の整備・リニューアルを推進する

整備中の公園は早期の完成を目指し事業を進めます。また市の顔となる主要な公園は、それぞれの特色を生かした魅力ある整備を進めることで、緑の拠点である公園のいっそうの充実を図ります。

ア．整備中の公園・緑地においては早期の完成を目指し、整備拡充を進める。また、新規公園の整備を検討する。

イ．整備にあたっては、自然環境豊かな公園、歴史文化的背景を有する公園、スポーツレクリエーション性の高い公園など、それぞれの地域の自然条件や立地条件等の特色を生かした、魅力あるものとする。

ウ．災害時に避難拠点となる公園や減災に資する公園を充実させる。避難拠点となる公園においては、防災計画に即して防災関連施設の充実を図る。

エ．施設の老朽化や少子高齢化等を受けて市民ニーズに合わなくなった公園において機能や配

置の再編を推進し、地域課題の解決に資する公園のリニューアルに取り組む。

②公共公益施設の緑化を推進する

まちの顔となる市役所や市民会館、市民にとって身近な施設である学校、駅などの公共公益施設では、積極的に緑化を進め、民間施設の緑化をリードする存在となるよう努めます。

ア．人々の目に触れやすくランドマークとなる公共施設は積極的に緑化する。国、県の施設や、空港、駅のような公益性のある民間施設においても緑化を推進する。また良好な維持管理に努める。

イ．学校は地域の拠点であり、大木も生育可能な貴重なまちなかのオープンスペースであることから積極的に緑化を推進し、子どもたちの環境教育の場として緑を活用する。

ウ．公共公益施設においては緑化の先導的モデルとなるよう、地域や環境に適した樹種選定や、効果的な屋上緑化、壁面緑化等の実施、最新の緑化技術の導入の検討等、積極的な整備を推進する。

（２）緑と水のネットワークを強化する

①美しく持続的な道路の緑をつくる

道路空間の緑化は都市景観の魅力向上や緑の拠点をつなぐ軸として重要な役割を果たすことから、今後も継続的に整備に取り組みます。その際、緑の配置や樹種の選定には道路構造や環境を考慮し、適切な維持管理に努めます。

ア．交通、景観に係る上位関連計画を踏まえ、緑化の効果、持続性等を総合的に検討し、計画的な道路緑化を推進する。

イ．主要な幹線道路、また空港や首里城など主要公共施設へのアプローチ道路、モノレール沿線は、中央分離帯や歩道の緑化を充実し、那覇らしい風格ある緑の軸を形成するよう努める。

ウ．街路樹の選定や配植にあたっては、植栽空間の特性（植栽帯幅員や地下埋設物、道路構造令による制限など）、環境条件（風、潮、水、土壌など）、景観形成等の諸条件を踏まえた上、維持管理を考慮し、適切な計画を行う。

エ．那覇の顔となる交差点などの重要な交通結節点では、亜熱帯の花・緑を活用した風格ある景観づくりを継続する。

オ．歴史の道などテーマ性のある道の整備においては、地域の自然・歴史・文化の特徴を感じられる魅力的な緑化空間づくりを進めるとともに、良好な維持管理に努める。

カ．歩道に対しては緑陰を形成する樹種、花や香りの楽しめる樹種等を選定し、ユニバーサルデザインに配慮した歩いて楽しいまちづくりを積極的に推進する。

②水辺を活かしたまちづくりを進める

水辺は景観や生態を育む重要な場であり、散策路や緑地帯とともにまちなかの貴重なオープンスペースとなっています。河川の上流部や排水路、井泉など、水辺が十分生かされていない場では、水路の改善やまちの修復の機会に、親水性を向上させる取り組みを進めます。また水源確保のための緑地保全や水の循環への取組も継続して推進します。

ア．河川整備事業においては環境や景観への配慮とともに、公園や緑道との一体化など他事業との連携により河川の親水性向上に取り組む。また整備済み空間の良好な維持管理に努める。

イ．湧水・井泉は、環境・文化の両面から貴重な資源であり、市民が水にふれあえるオープン

スペースとして、関係者や地域と連携して維持管理や活用を図る。

ウ．雨水幹線沿いの土地利用を考慮し、新世代下水道支援事業（旧下水道モデル事業）により、緑豊かで生態系に配慮した親水性向上のための整備を図る。

エ．水源の確保や都市水害防止のため緑地を保全するとともに、雨水施設等の設置促進策を継続する。また可能な箇所における再生水の利用を推進する。

（３）まちの景観を緑で整える

①緑が充実する仕組みをつくる

まちなみ全体で緑の充実を図るため、導入済みの緑化制度の適用範囲拡大や新たな制度の導入を検討します。地域地区単位での緑化計画を策定し、地域の取組を促進し、市民生活や観光に資するまちなみの形成を図ります。

ア．緑化地域制度の将来的な導入を検討する。

イ．緑化重点地区の指定範囲を那覇市全域に拡大する。また、指定地区における緑化計画を策定する。

ウ．風致地区、地区計画、建築協定、景観重点地区などで定められている緑化基準の遵守について指導・誘導の充実を図る。

エ．開発要綱等における緑化規定の検証を行う。

②民間施設の緑化を推進する

住宅地、事業所、工場等、民間施設の各敷地での緑化を推進します。緑化に資する各種制度を積極的に活用し、届出に際して指導・誘導を充実させるほか、緑化に関する支援制度の充実を図ります。

ア．宅地（住宅、事業所等）においては、敷地内の緑化のみならず、生垣や花壇など道路沿いの緑化の促進を図り、屋上緑化やベランダ・壁面緑化等建築物の緑化についても積極的に推進する。また地区計画等各種条例に基づく届出にあたり、緑化の指導・誘導に努める。

イ．大規模な宅地（住宅、事業所等）においては、開発指導や総合設計制度等の様々な手法を活用し、緑の創出を推進する。

ウ．駐車場は緑陰樹や生垣、舗装の工夫などによる緑化を奨励する。

エ．花いっぱい運動や苗木の配布など、緑化に関する支援制度の充実により、市民生活の充実や観光客に対するまちの魅力向上を図る。

C．緑を活かす　…緑のオープンスペースを活用し、魅力あるまちをつくる

那覇市では公園を中心に緑の整備が進んでいますが、今後はリニューアルも含め、管理の比重が大きくなっていきます。限られたコストの中でも、地域に合った魅力的な公園を維持していくため、柔軟な管理運営の工夫をすすめていきます。

また、まちには公園以外の様々なオープンスペースがあります。顕在化していないものも含めてこれらのポテンシャルを高め、活用することで、いきいきした魅力あるまちづくりを進めます。

グリーンインフラの視点を加え、緑の有する複合的な効果の最大限の活用に取り組みます。

（１）魅力ある公園を目指した管理

①公園の質を高める維持・管理を推進する

市内の公園には当初整備から年月を経たものも多く、リニューアルを進めていく必要があります。長期的な視点でリニューアルや管理マニュアル等の計画作成に取り組みます。また、リニューアル等整備の機会に、各公園の特性を生かしたいっそう魅力ある公園づくりを進めます。

ア．長寿命化計画との整合を図り、市内公園のリニューアル計画の作成に取り組む。

イ．公園の整備・リニューアルにあたっては、地域課題の解決に資する工夫やニーズへの対応を図るとともに、各公園の有する、自然、歴史文化、スポーツ・レク、地域活動などの特性を生かす。またユニバーサルデザインを原則とする。

ウ．整備・リニューアルの際は、市民の意見を取り入れる機会を設け、一層市民に親しまれるよう努める。

エ．公園の種類や特性に応じた管理マニュアルの作成に取り組む。また、公園施設の性格や位置づけに応じて指定管理者制度、緑地管理機構や市民団体への委託、直営などから適切な体制を選択し、市民サービスの向上に努める。

オ．遊具・植栽等の公園施設の定期点検を実施し、アセットマネジメントによる効率的な維持管理の検討を行う。

②公園活用の幅を広げる運営に取り組む

公園を都市の公共空間として一層有効に活用するため、各公園の特性に応じて民間活力を生かした運営を推進し、利活用の幅を広げます。

ア．市民ニーズに合ったサービスを柔軟かつ効率的に提供すること、また限られた財源でより良い公園の管理運営を行うことを目的に、Park-PFI など民間活力の導入を視野に入れた運営や整備を推進する。

イ．市民やNPO、ボランティア等との協働による公園の利活用を一層進める。

ウ．利活用を容易にするため、利用システム等の利便性の向上を図る。

（２）多様なオープンスペースの活用を促進する

①沿道・水辺のスポットを活用する

ポケットパークや交通広場、また水辺の散策道など、まちかどのオープンスペースを心地よく整え、まちの表情を豊かにします。

ア．沿道のポケットパーク整備やバス停周辺の整備の際は緑化に努め、まちなかの快適なオープンスペースとして活用を図る。

イ．海岸沿いの水辺のスポットでは、波の上や三重グスクなど歴史文化的背景を有する水辺空間に配慮しつつ、その整備・活用を継続的に推進する。

ウ．まちなかのオープンスペースは、まちまーい事業やウォーキングイベントなどと連携し、市民や観光客が那覇の魅力に触れ親しむ場として活用を推進する。

②公共公益施設・公共用地を活用する

公共施設や公共的な空間は、緑を豊かにする空間として、また公園に準じるオープンスペースとして、活用を進めます。

ア．緑とオープンスペースの不足する市街地において、公共公益施設とその敷地では積極的に緑化に取り組み、市民への開放に努める。

イ．未整備等の公共用地は、時限的であっても可能な限りまちなかのオープンスペースとしての活用を検討する。

③民間オープンスペースの活用を促進する

民有地をオープンスペースとして活用できる制度により、まちなかに多様な緑地の創出を図ります。

ア．総合設計制度等の活用を推進し、公開空地など、まちなかの多様なオープンスペースの整備を図る。公開空地等はにぎわい創出や緑の顔づくりに有効に活用されるよう、誘導に努める。

イ．民間の空地や良好な屋敷林などで、市民が活用できるまたは市民の財産として保全すべきものについては、借地公園や市民緑地制度を適用し、オープンスペースとして運用することを検討・推進する。

ウ．オープンスペースが地域で有効に活用され、また地域の社会課題の解決に資するよう、地域コミュニティと連携した管理運営を推進する。

エ．緑地として空き地等を活用する制度や事例について市民や事業者へ周知し、協働でオープンスペースの活用を図る。

④農地・農空間の活用を促進する

都市における農地は、まちなかのオープンスペースのひとつとして価値ある存在です。都市の貴重なオープンスペースとして、農地の保全に努めます。またいわゆる農地だけではなく、公園内の分区園や学校教材園、コミュニティ菜園など、様々な空間を活用し、市民が土と触れ合える場所の整備・活用促進を図ります。

ア．那覇市内の農地の保全に努める。

イ．教材園活用や農業体験などにより、市民が土とふれあえる機会の提供を促進する。

ウ．市民緑地制度などを活用したコミュニティ菜園等の整備・運営を支援する。

（３）緑を活かしたインフラ整備

①緑空間を防災・減災に活かす

緑の防災・減災機能を多面的に生かしたまちづくりを進めます。

ア．市街地改善などの機会においては、緑地の延焼遮断機能や防風・防潮機能を考慮したみどりの配置を行う。

イ．防災・減災に資する屋敷林の維持を奨励する。また災害リスクの大きいブロック塀の生垣への転換を奨励する。

ウ．防災公園である新都心公園は拠点施設として様々な災害を想定した防災インフラとし、平時は市民の防災意識の啓発に活用するなど、更なる充実を図る。またその他の公園についてもそれぞれの立地性や周辺環境等を考慮し、災害の種別に応じた避難機能の充実を図る。

エ．雨水貯留施設等の地下埋設施設上部空間は、緑地としての活用を推進する。

オ．浸水リスクを軽減する緑地（遊水地、舗装の透水性を高めた広場等）の整備を推進する。

②環境資源の循環サイクルを構築する

「みどり」は本来的に循環のサイクルを有し、その過程で人間が恩恵を受けていますが、都市ではこのサイクルが分断され、消費し捨てるという一方通行になりがちです。市として資源循環型社会に向けた取り組みを進めます。

ア．民地への雨水利用施設、雨水浸透施設の設置推進・助成事業を継続する。
イ．公共工事において、透水性舗装等の資材や雨水を貯留できる施設の活用を推進する。
ウ．植物管理で発生した剪定枝や刈草などについては、チップ化や堆肥化のほか、焼却による熱回収（サーマルリサイクル）の方法を検討し、資源循環に努める。
エ．公共工事におけるリサイクル資材の活用に努める。

Ｄ．緑の絆をつなぐ　…緑のまちづくりを市民・事業者・行政の協働で進める

緑のまちづくりは、行政だけではなく市民の取り組みが不可欠です。これまで同様、市民・事業者との協働の体制づくりや、市民が緑に親しむ環境づくり、意欲の喚起などを継続して進めていきます。また近年、緑や景観、環境が大きな付加価値をもたらすことも社会の共通認識となってきました。規制誘導のみならず、市民・事業者が自らの発意で緑のまちづくりに取り組めるよう、気運を高めていきます。

（１）市民と協働した緑のまちづくり

①協働での緑のまちづくりを実践する

公園等の整備計画や管理に市民や事業者が参加する取り組みを、今後さらに充実していきます。その内容として、一時的な参加だけでなく継続的に運営に関われるような仕組みづくり、試験的に行ってきた市民活動の本格的な展開の推進などが挙げられます。

ア．公園・緑地の計画づくりや整備にあたっては、ワークショップなど積極的に市民・事業者と協働で取組む体制を取り入れ、専門家の意見もふまえ地域の満足度の高い個性的な公園づくりを進める。
イ．市民や事業者など多様な主体が独自に管理運営やルールづくりを担う運営協議会の設置を推進し、各公園・緑地における賑わい創出やコミュニティの活性化を図る。
ウ．民間事業者のノウハウを生かした、公園の柔軟な活用に積極的に取り組む。（再掲）
エ．自治会、通り会、校区まちづくり協議会など、市内のまちづくり市民団体の実施する花いっぱい運動や地域独自の緑化の取り組みを支援する。

②協働ネットワークの充実によるまちづくり

緑を介した協働の機会を増やし、また関係者の連携強化を図ります。

ア．公園や道路、ポケットパーク等のオープンスペースの緑の管理に、市民が積極的に参画できるような仕組みづくり、体制づくり、支援の充実に努める。
イ．新しい事業の展開（例：グリーンバンク、緑の里親制度等）を図る。
ウ．各部局で取り組むボランティアやサポーターの登録制度・活動推進制度を活用し、意欲ある市民・企業の活動を積極的に支援する。
エ．環境や緑にかかわる活動を実践するNPOや事業者との連携の強化に取り組む。

オ．上記のような緑の管理を行う団体や関係者同士の交流を深めるような取組や仕組みづくりを行い、緑の市民ネットワークの形成を推進する。

（２）緑に関する情報の周知

①緑について学ぶ・触れる機会をつくる

緑への関心や理解を深め、また実際に緑を育てるための実践的知識などを学ぶ機会を充実させ、緑のまちづくりを進める「人づくり」を推進します。次世代を担う子どもたちをはじめさまざまな年代の市民が、興味関心に応じて緑に触れられるよう、さまざまな場で、多様なタイプの学びの機会をつくります。

ア．緑や緑化に関する普及啓発活動の推進のため、各種講習会の展開・発信や、住民間における緑の交流の場として、那覇市緑化センターの活発な運営を図る。

イ．環境教育や自然体験の拠点として、森の家みんみん及び漫湖水鳥湿地センターの活発な運営を図る。

ウ．環境や緑化に関するコンクール、フェアなど定例行事を継続し、緑のまちづくりに対する市民の意欲向上を図る。

エ．関連部局と連携し、学校・公民館・イベント会場等さまざまな場で、さまざまな年代層の市民に対し、緑化講座の開設、また自然体験、農業体験など緑に触れる多様な機会を提供する。

オ．市民に対し、緑化の正しい知識と技術を周知・指導する機会を増やす。（都市デザインアドバイザー、環境啓発イベントや公民館等での生涯学習の場の活用）

②市民・事業者への情報提供を充実させる

緑のまちづくりへの市民の積極的な参加を促すため、那覇市が行う緑の取り組みに関する広報活動をより一層充実させます。近年は景観や環境への取組みが社会活動において大きな付加価値をもたらします。経済と環境の好循環をより強化すべく、事業者への情報提供や連携を進めていきます。

ア．亜熱帯の環境に適した緑化植物の紹介や、家庭やオフィス・店舗での効果的な緑の活用例、場所に応じた選び方・育て方などを解説する緑化マニュアルの作成に取り組む。作成した緑化マニュアルは市民が活用しやすいよう、紙媒体や WEB 上などで効果的な発信を図る。

イ．市や関係機関においては、ホームページや SNS、外部イベント情報サービス等を活用し、緑に関する情報を積極的に発信する。また観光事業者等が那覇の緑を魅力資源として発信しやすいよう、素材提供サービスを検討する。

③顕彰制度の推進

顕彰制度を継続し、市民の緑化の機運を高め、好事例を広く発信します。

ア．那覇市都市景観賞や環境教育推進校表彰のほか、各種緑化コンクール等、緑に関する顕彰制度を今後も継続し、市民の緑のまちづくりに対する意欲を高める。また受賞物件は好事例として発信に努める。

（３）緑のまちづくりに向けた庁内体制を強化する

①庁内連携体制を強化する

緑のまちづくりには多くの部局が関わります。庁内の連携体制を緊密にし、効果的に緑の創出・維持・活用が

図られるよう足並みを揃えます。

ア．庁内関連部局で組織する那覇市緑化推進本部会を中心に、緑化事業に関する協議や情報共有、新たな制度の検討などを行い、全庁的に緑のまちづくりを進める。

イ．緑のトラスト運動やみどり法人運営などの緑地保全活動への支援、個人・事業者が行う緑化に対する助成金制度などを将来的に展開していくため、緑の基金の設立を庁内連携により検討する。

②緑・水・生き物に関する調査・研究を進める

緑に関する各施策の実施においては、基礎となる情報や知見が必要です。広域的なデータの活用のほか、那覇市の状況を知るための調査・研究に取り組みます。

ア．那覇市域の自然環境や生物多様性にかかる現況調査、その保全のための調査・研究を関連部局や市内外の教育機関と協力しながら行う。また研究機関による調査が行われる場合は、成果の提供を求める。

イ．緑の維持管理に関する調査や社会実験を継続的に行い、良好な維持管理の実施に生かす。

ウ．公園の一層の活用を図るため、基礎的な利用実態調査の実施を検討する。

エ．那覇市の景観資源等に指定されている貴重な樹木のデータベース化を図る。

③緑を介した国際協力・交流を推進する

これまでに構築した国際協力のネットワークを維持し、交流や情報発信に生かしていきます。また那覇市に多く訪れる観光客に対し、那覇市の環境の魅力や保全活動について知ってもらう取り組みを進めます。

ア．ラムサール条約登録地としての国際交流の継続・発展を図る。

イ．市の国際交流事業において、那覇市の緑に関する情報発信や緑を介した人材交流の充実に努める。

ウ．観光客に対し、那覇市の環境の魅力や保全活動について周知を図る。

エ．SDGs における緑に関する市の取り組みについて検討する。

３．制度別の緑のまちづくり施策

ここでは、前項で挙げた緑のまちづくり施策について、制度をどのように生かすかという観点から抜粋・整理しています。緑は様々な分野に関連するため、関連制度も多数に上りますが、ここでは直接的に緑の整備や緑化推進に関わる制度を取り上げています。

（１）都市公園

制度概要	・都市公園は都市公園法に基づく制度。 ・緑の基本計画は、緑地の保全、緑化の推進および都市公園の整備を総合的に推進するための基本計画として位置づけられている。また都市緑地法改正により、都市公園の計画的な管理の方針も緑の基本計画に記載すべき事項となった。 ・「都市公園ストック再編事業」を活用する場合も、緑の基本計画に都市公園の機能や配置の再編の方針が位置づけられていることが要件となっている。
方針	（１）未整備公園の重点整備 ・都市計画決定済みの公園の整備を進める。未整備公園の多い中心市街地一帯は、立地適正化計画や中心市街地活性化計画と連携して整備を進める。 ・長期未整備の公園等については、今後計画の見直しも含めて検討する。 （２）各公園の特性を生かした整備 ・市域の貴重な自然空間となっている公園、歴史文化資源として重要な公園、景観上重要な公園、防災上重要な公園、地域のレク・交流・協働の場としての公園など、それぞれの特性を生かす。 ・周囲と一体的に整備（再整備を含む）すべき公園は、社会資本総合整備計画に位置づけ、総合的に地域課題の解決が図られるよう計画していく。 （３）持続的で良好な管理 ・長寿命化計画を策定し、計画的に再整備や修繕を進める。再整備にあたっては、ユニバーサルデザインなどに配慮するとともに、子育て支援や高齢化社会、地域課題の解消といったニーズに対し、関連計画を踏まえつつきめ細かな対応を図る。 ・運営会議の設置など、市民団体や民間事業者の管理運営への参画の幅を広げ、公園の活発な利活用や魅力向上を図る。
対象	・重点整備計画対象公園 12 件：短期（~2022）、中期（~2027）、長期（2028~）

（２）都市公園以外の公園

制度概要	・港湾緑地、開発に伴う公園など。 ・港湾緑地は港湾計画に基づく。 ・開発許可制度に基づく公園は民間事業者が整備したもので、市に移管されたものもある。
方針	・関係部局と連携して公園緑地の充実、整備推進に努める。

（３）風致地区

制度概要	・都市の風致を維持するため、都市計画法に定める地域地区。都市計画決定が必要。種別に応じて建築や緑地率等に関する制限を定められる。 ・市内には 2 地区がある。
方針	・指定済み地区において、それぞれの方針に適した環境の保全や緑の創出を進める。また範囲拡大の必要性についても今後検討する。
対象	・末吉地区、漫湖地区

（４）緑地保全地域

制度概要	・都市緑地法に基づく。都市計画決定が必要。指定されると建築等の行為にある程度の制限等がかかる。措置命令により損失を受けた者に対して損失補償が行われる。市内では現在指定はない。
方針	・制度導入可能性について検討を行う。

（５）特別緑地保全地区

制度概要	・都市緑地法に基づく。都市計画決定が必要。指定により建築や開発等の行為は現状凍結的に制限がかかる。損失を受けた者に対して損失補償及び土地の買い入れが行われるほか、税制優遇がなされる。市内では現在指定はない。
方針	・制度導入可能性について検討を行う。

（６）緑化地域

制度概要	・都市緑地法に基づく。都市計画決定が必要。用途地域内で、敷地面積 1000 ㎡以上（300 ㎡まで引き下げ可）の建築物新設に対し緑化率を定める。市内では現在指定はない。
方針	・今後、制度導入を検討する。

（７）緑化重点地区

制度概要	・都市緑地法に基づく。都市計画決定は不要で、緑の基本計画において定めることができる。緑化地域以外が対象。 ・市民緑地の認定が可能となる。 ・前那覇市緑の基本計画では 2 地域を指定済みだが、緑化推進計画は未策定。
方針	・本計画において対象範囲を拡大する。
対象	・市全域

（８）保全配慮地区

制度概要	・都市緑地法に「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」と定義される。都市計画決定は不要で、緑の基本計画において定めることができる。 ・保全配慮地区には、市民緑地契約の締結、風致地区の指定、保存樹・保存樹林の指定、都市公園の整備、市条例を設けることによる緑地保全施策など、当該地区で講ずる緑地保全施策を定めることができる。市内では現在指定はない。
方針	・導入を前提に対象地域を検討する。
対象	・緑の骨格を形成する斜面緑地で、風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然との触れ合いの場の提供の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区

（９）開発許可制度

制度概要	・都市計画法及び都市計画法に基づく那覇市条例によるもの。市街化区域の大規模な開発及び市街化調整区域の開発に関する許可制度であり、許可の条件を定めている。都市計画法で定める公園、緑地又は広場の設置面積は 3%であるが、市条例では 5%と強化している。 ・技術基準に、「那覇市緑の基本計画に基づき、開発区域の 10%以上の緑化に努めること」と定められている。（「那覇市開発許可制度に関する運用基準」H30.4.1　建築指導課）
方針	・大規模な開発において一定の緑地を確保する制度として、今後も継続して運用する。
対象	・市街化区域の大規模開発、市街化調整区域のすべての開発

（10）地区計画

制度概要	・都市計画法に基づく制度。地区計画に緑化基準を盛り込むことが可能。届出・勧告制度であり比較的強い誘導が可能。条例化により緑被率の最低限度を定めることも可能。 ・那覇市内では既存の地区計画地区のうち、緑化基準を定めたエリアを含むのは 9 地区。
方針	・今後新たに地区計画を導入する際には、緑化基準の設定を検討する。

（11）景観計画

制度概要	・景観法に基づき、市が条例を定め景観計画を運用している。一定の行為に制限がかかるが、届出制であり強制力はない。 ・現在、重点地域を 3 地域定め、いずれも緑化基準がある。 ・『景観計画景観ガイドライン』では、緑化率や間口緑化の目標値を明示している。
方針	・今後新たに重点地域を定める際には、緑化基準の設定を検討する。

（12）その他

制度概要	・保安林、緑化協定、建築協定など、緑地の保全に資する制度は上記以外にも多数ある。これらは時機と地域の状況に応じて活用を検討していく。
方針	・時機と地域の状況に応じて、ふさわしい制度の活用を検討していく。

用語集

あ

アーバンリゾート

都市型リゾート。

アセットマネジメント

資産管理。ここでは、公共土木施設について壊れてから修理するのではなく、計画的に維持管理して長持ちさせる考え方。

アプローチ道路

目的施設に導く部分の道。景観の演出では、目的施設が目の前に現れるまでの風景も重要。

インバウンド

訪日外国人旅行。

御嶽

うたき。沖縄の祭祀空間、聖地。自然空間である場合が多い。

運営協議会

関係者や地域活動団体、住民が連携して運営をすすめるための組織。

エコロジカルネットワーク

健全な生態系の保全・再生・創出に有効な、生物生息・生育空間の有機的なつながり。

SDGs

エスディージーズ。2015 年に国連で採択された「持続可能な開発目標」。17 分野の目標が示され、各国政府はもちろん、どの組織も各々の行動計画を定め取り組めるものとなっており、我が国の自治体も計画を策定することが望ましいとされている。

オープンスペース

広場、空き地などみんなが使える空間。建物の無い場所を指す場合もある。

か

ガジャンビラ

垣花から安次嶺にいたる坂道の名称。一帯の斜面緑地を指す地名ともなっている。戦前は松の茂る丘であり那覇港を見下ろす眺望で知られた。

クサティ森

沖縄の古いことばで、集落を北風から守るような配置の丘陵を指す。祖先のいる御嶽を指すこともある。クサティ（腰当）は信頼し身をまかすという意味。

グリーンインフラ

インフラとはインフラストラクチャーの略で、道路や上下水道、災害防止施設など社会基盤全般を指し、いわゆる土木構造物によるものが一般的だが、グリーンインフラはそこに自然環境が有する機能を積極的に活用する考え方。

グリーンバンク

緑の銀行。不要になった樹木などを必要な人が活用できるように仲介する仕組み。各地で独自の取り組み例がある。

減災

災害時の被害を最小化するための取り組み。

コリドー

回廊のこと。ビオトープネットワークにおけるコリドーとは拠点と拠点をつなぎ、生物が移動できる空間のこと。

さ

在来種

もともとその地域に生息していた動植物。古い時代に帰化し、地域の生態系と調和している種を含めて在来種とすることもある。

市民緑地

土地所有者の協力のもと、空き地などを公園的な空間として公開する制度。

斜面緑地

斜面地であるために樹林地として残っているような場所。段丘など地形の特色を顕著にし、その地域の景観の重要な要素になることが多い。周囲が市街地で開発されているため、地域に残された貴重な自然環境となる。また災害防止上も重要になりやすい場所である。

親水・親水性

水に親しむことや、水に親しめる環境。直接水に触れるだけでなく、心理的・視覚的に水辺を楽しめる状態も含む。

水源涵養

森林など自然地の、降った雨を蓄え、河川や湧水の流量を安定させる機能に着目し、そのような土地を保全すること。水源涵養機能が衰えると、水源の枯渇だけでなく洪水の危険性が増す。

スカイライン

風景の中で空と接する輪郭。山並み、ビルの立ち並ぶまちなみの輪郭など、その地域の風景の基本要素となる。

生産緑地

都市計画では市街地と農地は分けることが基本だが、市街地内にあっても農地として維持することがふさわしいと認められた指定農地。

た

多孔質

間隙の多い構造の物質。または隙間の多い空間。琉球石灰岩や素焼きの赤瓦なども多孔質の素材である。空積みの石垣や護岸など多孔質の環境は、生物にとって良い生息環境となる。

特定外来生物・特定外来種

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で規制の対象とされている、生態系に被害を及ぼす外来種。

都市公園ストック再編事業

社会資本整備総合交付金の補助メニューの一つ。地域のニーズに応じた公園の整備・再編が対象。

トラスト運動

自然や歴史的建造物を、寄贈や買い取りなどによって保全する市民運動。ナショナルトラストなどが代表的。

な

熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。

は

Park－PFI

都市公園に民間の優良な投資を誘導する制度。公園管理者の財政負担を軽減しつつ公園の質の向上や利便性向上を図る。

拝所

うがんじゅ。沖縄の信仰に基づき拝みの行われるような場所。

樋川

ひーじゃー。湧水を樋で導き、水場とした井戸。琉球石灰岩台地に立地する環境から生まれた歴史文化資源といえる。

ヒートアイランド

都市部の気温が周囲に比べ高温を示す現象。地表面の人工化や排熱増加によって起きる。健康被害や生態系への影響、災害リスク増大などが問題となっている。

ビオトープ

生物の生息環境。水辺や石の隙間、暗がり、落ち葉の中、明るい草むら、・・・など、生物は多様な環境を利用して生活している。本来、ビオトープとはその環境の単位を指す言葉であるが、生きもののいる自然空間を広く指して使われることが多くなっている。また水辺ビオトープを特化して指す使われ方も多い。

ビオトープネットワーク

ビオトープが連続すること。水たまり一つではなく、複数の水たまりが川でつながればそれだけ生きものは住みやすくなる。森が適度に点在していれば、鳥の生活圏が広がる。小さな自然もつながることで大きな効果を生む反面、ひとつの分断が大きな負の影響となることもある。

ヒンプン

沖縄の伝統的な屋敷構えの施設で、門扉の無い石垣と居宅の間に配置する壁。視線や風をやわらかく遮る。石積みが多いが生垣の場合もある。

ファサード

街並みを形成する建築物の正面部分のこと。

風水

古代中国で発達した気の流れで地勢や事物を捉

える思想。沖縄ではフンシーという。首里城及びその周辺は代表的な風水建造物として知られる。

風致地区

都市部で自然風致のすぐれた土地において、その環境を保全するために都市計画で定める地区。

ポケットパーク

ポケットに入るような小さな公園を意味する。歩道の少し余裕のある空間、建物が引っ込んだ小さな空間など、まちの一角に設けられた広場。

ま

マスタープラン

全体の基本となる計画。マスタープランをもとに個別の計画や設計が展開される。

まちまーい

まちめぐり。那覇市観光協会では「那覇まちま～い」として地域の資源を巡り歩くコースを多数用意し、観光客にも人気となっている。

門中墓

もんちゅうばか、むんちゅうばか。出自組織である門中単位で共有する伝統的な墓。石造りで規模が大きく、斜面に設けられて背後の樹林地と一体化している場合も多い。

や

有効幅員

実際に通過できる幅。道路整備において必要な有効幅員は、一般的な歩道では幅 2.0m以上、歩行者が多い場合は 3.5m以上とされる。

遊水地（遊水池）

洪水時に一時的に氾濫させる土地。他の土地への水害を防ぐ。

ユニバーサルデザイン

文化、言葉、年齢、障害の如何を問わず誰もが使いやすいことを目指したデザイン。

ら

裸地

植物や人工物などに覆われておらず、岩や土がむき出しになっている土地。緑地の定義に裸地を含む場合と含まない場合がある。

ラムサール条約

湿地の保存に関する国際条約。沖縄県内では漫湖をはじめ 5 か所が登録されている。

立体的な緑

緑の量をあらわす場合、平面として緑化された土地の面積（緑地）を単位とすることが多い。しかし、緑陰をつくる樹木、通り沿いに豊かな緑を見せる生垣や壁面緑化、熱を遮る効果もある屋上緑化などは、平面だけでは評価しきれない。このような立体的な緑を評価する物差しとして、「緑被率」「緑視率」などがある。

緑化率

敷地面積に対する緑化面積の割合。

緑視率

人の視界における、樹木や草花、壁面緑化などの緑の量の割合。

緑地協定

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。例えば通りの住民が屋敷囲いを生垣とするよう申し合せるなど。

緑被率

敷地面積に対する緑の水平投影面積の割合。樹冠の広がりなども評価できる。

わ

ワークショップ

みんなで手を動かしながら何かをつくりあげるような行為。まちづくりへの市民参加手法の一つとしても一般的となっており、公園計画において導入されることも多い。

那覇市緑の基本計画

2019 年 3 月改定

那覇市都市みらい部花とみどり課
沖縄県那覇市泉崎 1-1-1

改定業務委託：株式会社国建

那覇市緑の基本計画

２０１９年３月改定